

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和2年6月23日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和2年6月23日（火曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第82号議案

「質疑・討論・採決」

第90号議案

「質疑・討論・採決」

山口洋一委員 修正の動議（説明、質疑）

出席委員（16名）

委員長 村田康助

委員 竹下修平 齊藤竜也 佐宗龍俊 澤田恵子 浅尾洋平

柴田賢治郎 小野田直美 山田辰也 山口洋一

下江洋行 長田共永 滝川健司 中西宏彰 丸山隆弘

議長 鈴木達雄

欠席委員（2名）

鈴木長良 山崎祐一

傍聴者

3名

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 後藤知代、大場隆佑

開 会 午後 1 時30分

○村田康助委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、6月18日の本会議において本委員会に付託されました第82号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第3号）及び第90号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第4号）について審査します。

なお本日は、鈴木長良委員、山崎祐一委員から欠席の届が出ておりますので御報告します。

それでは、審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はお手元に配付の質疑通告書順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って簡潔明瞭にお願いします。

なお、2問目以降の質疑は答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第82号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 歳入の16款国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金、9ページでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,221万6千円について、これまでの補正の中の組替えということでしたが、詳細についてまず伺いをいたします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、補正第1号、第2号の組替えの詳細ということでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,221万6千円の充当事業につきましては、国へ提出した実施計画に搭載した事業のうち、まず補正予算第1号の計上事業では、愛知県・市町村新型コロ

ナウイルス感染症対策協力金交付事業としまして6,833万2千円、また市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業としまして、3,207万3千円、また新型コロナウイルス感染症対策資金融資支援事業としまして、3,872万5千円を、そして小学校及び中学校の情報教育推進事業としまして276万円の計1億4,189万円を充当しております。

次に、補正予算第2号の計上事業としましては、衛生費の新型コロナウイルス対策事業としまして、こちらは市で使う感染拡大防止資材の購入や産廃処理手数料でございますが396万6千円、それから消防費の新型コロナウイルス対策事業としまして、避難所での対策資材購入や救急隊・消防本部等の活動資材の購入などに411万5千円、それから教育費の新型コロナウイルス対策事業としまして、児童生徒・学校関係者用の消毒剤やマスク等の物品購入に255万3千円、計1,063万4千円を充当しております。

第1号及び第2号補正の合計としましては、1億5,252万4千円となり、残りの3,969万2千円につきましては、補正予算第3号の財源としております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、詳細にわたりまして説明していただきましたので、当然手落ちはないと思いますがこのところだけ確認をしておきます。手落ちはないかどうかということでございます。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

反問権、どうぞ。

○杉浦達也企画政策課長 手落ちがないかどうかというところの趣旨が今、理解できなかったもので、もう一度すみませんがお願いいたします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、説明していただいた中で、手落ちという言い方は表現がいけなかったかも分かりませんが、抜けた点等々はござ

いませんかということであります。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 補正予算の第1号、それから第2号につきまして、先ほど御説明を差し上げました事業につきまして、財源の組替えをさせていただいております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

歳入の16款の国庫支出金についてお伺いします。ページ数は9ページになりますが。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、国から来るものだと思いますが、これが1億9,221万6千円という金額であります。これはどのような目的を持った交付金なのか、伺いたいと思います。

2点目は、どのような計算方法で算定されたものなのか伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、まず1点目の交付金の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年4月7日に閣議決定をされました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の全ての事項への対応としまして、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、国が交付金を交付し、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的としております。

続いて2点目の計算方法でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額については、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、それから国庫補助金事業の地方負担額等に基づき国が算定をしたものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 大枠は答弁で理解をいたしました。この交付金というのは国が閣議決定されて交付して、市民の生活とか影響があったところに幅広く、きめ細やかに支援を図る予算だということで地方自治体に配られている、交付されているというもので理解をいたしました。

1点だけ伺いたいんですが、2番の算定方法で人口とか、財政力とかそういったことで勘案されているということなんですが、資料請求をさせてもらったときに、豊橋市だとか犬山市とかそういったいろんな各市町で結構ばらばらな交付の金額なんだなと思いました。設楽町は6千万円ぐらいだとか、あとは東郷町だと1億1千万円だとか、町によっても全然違うんだなということなんですが、そこら辺は今、言ったように一律決まっているわけではなくて、人口、その財政力だとか、後は感染状況だとかということではばらばらということではないんでしょうかということと、あとそういった算定方法の数式は明らかにされているものなんでしょうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 先ほど答弁申し上げました新城市の交付限度額につきましては、1億9,221万6千円と。この算定方法につきましては、新城市の人口、それから財政力、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて算定をされたものになっております。

算定方法につきましては、国で示されました交付要綱の中に詳細、細かな数式が載っておりますので、そちらで愛知県に幾ら、県内市町村幾らという形で決められたものが示されたということになっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

歳入20款繰入金の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 財政調整基金繰入金 1 億 5,766万 9 千円の支出の配分先についてお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算においては、財源調整のためとして計上しております、これを財源としている事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減額します 6 事業及び事業費の全額を国及び県の補助金で措置されます介護施設等感染症対策支援事業、農畜産物消費拡大事業、公共交通確保維持支援事業の 3 事業を除いた全ての事業となります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。この予算書を見れば大体分かってくるということですが、もう一回確認したいんですけども、ですから今度は逆に配分した部分というのは、まず基金への 1 億円だとか、それから後、市単独の特別定額給付金の給付事業、これも当てはめるのかなと思うんですが、そういう解釈のもとでよろしいですね。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 そのとおりで結構です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、2 番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳入の基金繰入金のみんなのまちづくり基金の減額の内訳についてお伺いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 みんなのまちづくり基金の減額につきましては、この 4 月 4 日土曜日、5 日日曜日に開催を予定しておりました奥三河パワートレイルにつきまして、新

型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い開催中止となりましたので、開催に要する経費 85万 9 千円を減額するもので、その財源として措置してありますみんなのまちづくり基金の繰入金 42万 9 千円を減額するというものでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうしますと、奥三河パワートレイルにしかみんなのまちづくり基金は充当していなかった、それ以外にも決戦場まつりですとかいろんな減額、事業実施されなかったのがあるんですけども、そういうのはまちづくり基金は入れてなかったということによろしいですね。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 みんなのまちづくり基金の充当事業として、今回、今イベント等を中止したものの中に奥三河パワートレイルが該当しておったというところで、そちらの減額をさせていただいたということになります。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入20款繰入金の質疑を終了します。

歳入22款諸収入の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

22款諸収入の 9 ページになりますが、1 点目がプレミアム付商品券売払い収入の 8,836万 5 千円の内訳を伺います。

2 点目、プレミアム付商品券の地域内経済効果を伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 1 点目のプレミアム付商品券売払い収入の内訳ですが、対象と

なる全世帯1万7,673世帯が、プレミアム付商品券を購入する際に支払う5千円を計上したものです。

2点目の地域内経済効果ですが、対象の全世帯の方が5千円で1万円分の商品券を購入、また、子育てされる全世帯が商品券に引き換えていただき、全て使用していただいたとすると、2億1,000万円ほどのお金が市内を循環することになります。それに合わせて追加の消費も見込まれますので、それ以上の経済効果が期待されます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 このプレミアム付商品券と言われるものもう少し詳しく内容とかを聞きたいんですが、これは今回のコロナウイルスの対応策、生活の支援策ということで5千円のものを買うと1万円分のプレミアム付商品券が使えるというものだと思うんですが、それでいいのかということと、あと、いつ頃からこれをやり出すのかということのを分かったら教えてください。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 まず、5千円で1万円分の商品券が購入できるかということですが、そういった形で結構です。

いつ頃から始まるかということですが、まだ予定ということですが、購入券から引換券の発送について、7月下旬頃から予定をしております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 購入券、引換券ということなんですが、これはどういうふうな形になるんでしょう。市から通知はがきが来るのか、そのはがきを持ってどっかに行って引換えをするのかとい購入券と引換券のイメージと、後はそこで買える窓口等は市内で何か所、どういったところがあるのかというのが分かたら教えてください。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 まず、購入券と引

換券というものでございますが、購入券につきましては5千円で1万円の商品券を購入できるということで、こちらを市内全世帯に郵送をさせていただきます。それから、引換券ということですが、子育て世帯の方にさらに上乗せする形で1万円分の商品券と引換えできる引換券というのを郵送させていただきます。

その購入券、引換券を市内の農協の本支店、それから郵便局に持って行っていただきまして、そこで購入券については購入、引換券については商品券と引換えをしていただくということで考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。大体イメージはついたんですが、ただ購入券、引換券で対象の方が1万7千件の全世帯ということなので、その方々が窓口はどこかということだと、JAの本店と郵便局ということでお聞きしたんですが、その2か所だけになるのでしょうか。ちょっとイメージとしては、市内でもしも1万7千人の人がその2か所だけに集まるとパンクするんじゃないかなと思ったんですが、そこら辺窓口というのはJAの本店と郵便局だけということなんでしょうか。そこら辺もうちょっと詳しく教えていただければ。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 農協につきましては、市内の農協の本支店で9店ございます。それから、郵便局につきましては市内に17局ございます。合わせて26の最寄りの窓口で購入または引換えをしていただくということで考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。くどいようですが、JAと郵便局の26か所あるところでこの引換券、5千円持って行って1万円の商品券をそこの窓口で売買することによっていいんでしょうか。これ以外は

受け付けないよと、窓口はほかにはないよというイメージでよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 そのようなことで結構です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入22款諸収入の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出2の1の12路線バス運行費、公共バス運行事業、11ページです。

バスロケーションシステムの導入目的と運用についてお伺いします。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 バスロケーションシステム導入の目的は大きく2つございます。

そもそもこのバスロケーションシステムといますのは、GPS機能を利用いたしましてバスの位置情報を把握して、定時運行の調整やインターネットを介して利用者への情報提供を行うことができるシステムということで、その導入の目的がまず1つ目は、バスの遅れ等に関する情報を随時提供できるようになるということでございます。

バスは、道路事情による影響を大きく受けることから、どうしても鉄道と比較して定時性の確保が困難な公共交通であります。バスが今どこを走っているのか、あるいはあと何分で着くのかなど分からないことが利用者の不安や不満につながりまして、利用者離れの要因にもなっているとされておりまして、

このバスロケーションシステムを導入することによりまして、利用者が自らスマートフォンでバスの位置情報を把握することができ

るようになりますので、不安や不満が大幅に軽減されるものと期待をしております。

もう1つの導入の目的ですが、バス停の位置情報をオープンデータ化できるようになることでございます。バスロケーションシステムの導入に当たりまして、バス停の位置や時刻表などをデータ化する必要があるわけですが、このデータをインターネット上で広く利用できるようにすることで、経路の検索サイトにも掲載され、路線の存在や他の公共交通機関との接続が自動的に表示されるようになります。これによりまして、最適な乗継案内などが可能となり、観光目的での利用者の増加にもつながりますし、これは多言語対応のシステムにする予定をしておりますので、インバウンド対策にもなると考えております。

なお、実際に運用が始まりますのは、豊鉄バス株式会社が今年7月中にこのバスロケーションシステムの導入に係る国庫補助金の交付決定を受けまして、その後全ての車両へのGPS車載器の取付けや各営業所へのシステム配備などを順次進めていくこととしておりますので、令和3年3月頃に実際に運用が始まるものと考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 バスの遅れの情報提供とバス停の位置の情報をオープンデータ化、この2つの大きな理由があるということでした。

こういった利用者が情報を自分でとれるということですが、新城市、主に誰が活用されるのかということなんですけど、先ほどインバウンドの方とか、あと学生さんも利用されると思うんですけど、市としてはどれだけの人がこれを利用する見込みだと勘定してみえるのかということをお聞かせください。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 どれだけの人が利用するかという人数的なことまでは把握できかねますが、実際に新城市に今、豊鉄バスが運行しております新豊線という路線がございます。

それから、作手線を利用されているのは作手高校に通われている高校生の方が多いので、高校生の方は当然スマートフォンを使いこなしてみえますのでそういった方、後は高速バス山の湊号の利用者の方、高速バスの場合は新東名高速道路の渋滞とかいうことで大きくダイヤが乱れることもございますので、そういった方がこのバスロケーションシステムでバスの位置情報を確認することによって、遅れていればその待ち時間の有効利用が可能になるのかなと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、このバスロケーションシステムというのは、主に高校生と高速バスの利用者が使うのではないかといった考え方でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 今回のバスロケーションシステムの導入に伴いまして、豊鉄バスが運行しております先ほど申し上げた新豊線以外に、田口新城線、四谷千枚田新城線、それからSバスの吉川市川線、Sバスの中宇利線、こちらにおいてバスロケーションシステムが可能となりますので、新城市外からお見えになる観光客の皆さんも含めて、まだこれ導入前ですのでどのぐらいの人が利用されるかというのは全く予想はできませんけれども、利用者の方にとっては非常に便利になるのかなと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、先ほど観光客も含めて利用されるのではないかということだったんですが、例えば、これ登録方法とか、使い方の広報、そちらのほうはどういう方法を考えてみえますか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 バスロケーションシステムの導入主体は豊鉄バス株式会社ですので、まず事業主体の豊鉄バスのほうでしっかり広報していただきたいとは思っておりますが、

これは東三河地域で連携をしながら導入をしていこうということで支援をするものでございますので、広報については東三河地域の自治体一体となってやっていきたいと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 このバスロケーションシステムなんですけど、デジタルサイネージでも表示できるということなんですけど、新城市はそういったものをどこか設置されているのかどうかということをお願いします。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 デジタルサイネージのようなものは、現在は市内にはございませんで、今後そういうものを備えてほしい、デジタルサイネージとか屋内の表示モニターみたいなものを備えてほしいというようなお声があれば、また事業主体が豊鉄バスですので、そちらにもお話をさせていただいて、そちらとの協議になろうかとは思いますが、それはそういうお声があつてから検討をしていきたいと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 先ほど観光客も含めて学生等々が多いのではないかと私も思うんですが、高齢者の方々なかなかスマホを操るとか難しい方が多いかと思っておりますので、高齢者が多く利用されるようなところはぜひ豊鉄バスと話し合っただigitalサイネージのほうも導入していただければと思います。

これは意見です。以上です。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 2款1項1目一般管理費の新型コロナウイルス対策事業の中の新城市単独の特別定額給付金給付事業2,507万6千円の内訳について、まずお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 市特別定額給付金給付

事業につきましては、子育て世帯への市独自の家計支援といたしまして、国の特別定額給付金の給付基準日、令和2年4月27日になりますが、その後に生まれたお子さんを対象に、お一人につき10万円を給付するものであります。具体的には、令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、新城市内に住民登録されたお子さんを対象といたしまして、250人を見込んでおります。

予算につきましては、250人分の給付金として2,500万円、申請書等の郵便料としまして4万5千円、給付金の振込手数料といたしまして3万1千円を計上しております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これは5月の臨時会の中でも滝川委員のほうからもいろんな御提案を頂いた中でこのように予算化への流れというのはしっかり私も聞いておりますけれども。

当時、大府市が取り組んで既に発表されておったんですけれども、大府市の場合は新しく生まれた子どもさんに対してではなくて、結果的にそのお母さんに対して出産祝金という形で制度を確立されたようであります。

それと同じように、新城市の場合、逆に見ますとこの妊産婦の方々というのはこういうコロナ対策の非常に渦巻いた、今もちろんそうではありますが、大変な環境下であったと。これ非常にマスコミも踏まえ、またネットをずっと見ても、そういう言葉がかなり上がってきております。大変な状況の中で、やはりこういう給付金制度は確かに一方ではいいんですけれども、妊産婦の方々の御苦勞を考えた中で、一番注目しないといけないのはいろいろ感染症に、また医療機関のほうも心配しながら連携を取り合って、また保健センターも含めて新城市内でやっておられますが、その大変な御苦勞のものに対して不安の解消、またそういう大変さを解消していくところで、また違った形での受け止め方というのがあるんじゃないかなと。今回、補正予算

の中で常に私は強く感じました。

その辺のところの受け止め方、どういう形で受け止めていらっしゃるのか、妊産婦の方に対しての考え方、出生されてくる方々についての給付というのは、当然これはあるべき姿であろうとこの情勢下で見ますと思いますけど、その辺のところのまず確認をしたいと思います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 お一人様10万円ということで支給をさせていただきます。どの分が妊産婦さん、お母様への給付ということではなく、出生された方に対しての給付ということでお一人10万円ということで、妊産婦さんへのお気持ちも含めて10万円ということで考えさせていただいております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 やっぱり、私が主張しておいたのは、はっきりと区別をしないとイケないと思うんです。新しく誕生される方々、赤ちゃんに対して10万円の給付金を差し上げるということはよく理解はできます。ただ、今の情勢下の中で大変な環境下にある、そんな中でもこの妊婦の方々は、今後当然また新年度を迎えるまでの間にも新しく子どもさんが誕生できるような環境下、立場になるようなお母さん方もいらっしゃるわけですね。

やはり、そういうところでコロナ情勢が今後どうなっていくのか、不安を常に考えながらやっている。ですから、そういうお母さんに対する支援策というものも何らかの形で考えていってもいいんじゃないかなと、そういうところを私、今回の質疑の中で思っておりますのでいかがでしょうかということになります。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回につきましては、出生されたお子さんを対象とした給付金ということで10万円の給付をさせていただいております。委員、おっしゃられます妊産婦さん、

これからまた出生をされる方、また出産を望まれる方という方が出てみえますので、そういった方にまた別で出産をしやすい環境であったり、経済的な支援をするということが必要であれば、また別途検討をしていきたいと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。

2款1項7目の財産管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業、11ページに入りますけれども、新型コロナウイルス感染症対策基金積立事業の1億986万7千円の基金財源内訳についてお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 新型コロナウイルス感染症対策基金積立事業に計上しました積立金の財源内訳につきましては、さきの5月臨時会で特例条例制定に伴う議員及び常勤特別職期末手当の減額分、及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止しました4つの事業の減額分に財政調整基金からの繰入金のうち1億円を加えまして1億986万7千円としているところです。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ということの説明していただいたとおりでと思いますが、我々議会においても、30%の期末手当の減額ということで流れができて、今回こういう形で乗っております。

また、ほかにも議会費全体を見ますと前回議会の全員協議会の中でも話をされている中での視察の研修費、政務活動費も含めて一考を要するところで、今は精査中であるという形の段階であります。せめてこの1年というのは市民の生命を守るという体制のもとにして、予算の面からしっかりとかじをとるべきであると判断をいたしております。

これからも中止が予測される事業というのが当然多々あると思いますけれども、積極的な基金積立へと向けられるのかどうか、ここ

のところを確認をしていきたいと思っております。いかがでしょうか。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 今後もコロナウイルスの影響により中止、または今後中止を決定する事業というのがこれからも見込まれてきますので、現段階では今、補正予算で計上させていただいた事業のみですが、今後定期的に庁内に調査をさせていただいて、補正の都度その判明したものは減額し、その一般財源分については基金のほうに積み立てていくという措置を取っていきたいと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 丸山委員が既にこの質疑をさせていただきました。

そして、いただいた資料10ページにその旨が載っておりますので理解ができました。

取り下げます。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業、11ページです。

(1) 負担金の算出根拠を伺う。

(2) 事業内容の詳細を伺う。

よろしく申し上げます。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 まず、1点目の負担金の算出根拠についてでございますが、豊鉄バス株式会社が予定しておりますバスロケーションシステムの導入費用は、総額約4,075万8千円でございます。その3分の1に当たる約1,358万6千円を豊鉄バス株式会社が運行しているバスのルートがある豊橋市、豊川市、田原市、設楽町、新城市の5つの市町で負担をすることとしております。

この5つの市町の負担額は、運行ルートの

総距離割と平成27年の国勢調査人口割をそれぞれ50%ずつとしまして5つの市町で案分する方法で算出をしております。なお、運行ルート上の総距離割につきましては、市町をまたいで運行する路線バスの運行距離に応じた関係市町の負担分と、各市町のコミュニティバスの運行距離に応じた各市町の単独負担分に分けて算出をしております。

本市の負担額は、市町をまたいで運行する路線バスの総距離割と平成27年の国勢調査人口割で算出する関係市町負担分というものが84万3,233円、各市町のコミュニティバスの運行距離に応じた本市の単独負担分というものが52万5,161円で、合計136万8,394円となります。

続いて、2つ目の事業内容の詳細ということでございますが、この事業は、豊鉄バス株式会社が保有している全てのバス車両にバスロケーションシステムを導入するため、東三河地域の関係市町が連携しまして、その費用の一部を東三河地域公共交通活性化協議会を通じまして支援をしようとするものでございます。

バスは、道路事情による影響を大きく受けることから、どうしても鉄道と比較して定時性の確保が困難な公共交通でありますので、バスが今どこを走っているのか、あと何分で着くのかなど分からないことが利用者の不安や不満につながって、結果的に利用者離れの要因にもなっていると言われておりますので、このバスロケーションシステムを導入することによりまして、利用者が自らスマートフォンでバスの位置情報を把握することができるようになりますので、不安や不満が大幅に軽減されるのではないかと期待するところでございます。

また、バス停の位置や時刻表などをオープンデータ化することになりますので、その情報がインターネットの経路検索サイトに掲載されまして、路線の存在ですとか他の公共交

通機関との接続が自動的に表示されることで、観光目的での利用者の増加にもつながるとともに、多言語対応にする予定でございますので、インバウンド対策にもなるのではないかと考えております。

なお、今後の予定としましては、先ほどの小野田委員への御質疑にもお答えしましたように、豊鉄バス株式会社が本年7月中にバスロケーションシステムの導入に係る国庫補助金の交付決定を受けまして、全ての車両へのGPS車載器の取付けや各営業所へのシステム配備などを順次進めていきまして、令和3年3月から稼働できる見通しとなっております。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 ありがとうございます。今の答弁の内容で負担金の細かな算出根拠も理解できましたし、小野田委員の再質疑の中でもこのバスロケーションシステムの有用性というところが非常に理解できたかなと思います。

追加で1点だけ確認させてください。今回、この公共バスの運行事業ということでまずバスロケーションシステムの導入費用の負担金ということですが、このバスロケーションシステムを入れた後、どうしても管理費とかそういったものが今後も継続的に事業者のほうでは発生することになると思いますが、その点について今後も各市町での継続的な負担というものを何か話し合っているのかどうか、現状があれば確認させてください。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 今回は、導入にかかる経費への東三河一体となった支援ということで、その後の維持管理費用については豊鉄バスさんのほうでもっていただけるものと理解をしております。

○村田康助委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、まず2款1項1目の一般管理費、市特別定額給付金給付事業について聞きます。

この事業の決定の経緯をお伺いします。5月の臨時議会での質疑ではそこまでは考えていない、余り前向きな答弁は聞かれなかったと意識しておったんですが、それから僅か数十日、2週間余りでこういうことになった経緯をどういった議論の上でこうなったのかお伺いします。

それから、予算の算出根拠、財源内訳というのは先ほどお伺いしましたので、また2問目から入りたいと思います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 それでは、1点目の事業決定の経緯につきましてお答えさせていただきます。

経緯につきましては、5月11日に設置いたしました新型コロナウイルス感染症対策特別チームにおきまして、感染症が完全に収束しない状況下で、経済的に大きな負担がかかる子育て世帯への市独自の支援策を検討してまいりました。その結果、国の特別定額給付金給付事業では、基準日であります令和2年4月27日を境に、同じ年度に生まれながら対象となる、ならないの不公平感があること、また出生へのお祝いの意味も含めまして国の特別定額給付金の対象とならないお子さんにも国の制度と同様に、お一人につき10万円を給付することとしたものでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 経緯はそういうことだと思うんですが、臨時議会のときはあんまり前向きな答えがなかった割には既に検討していたのかなというのがちょっとあれなんですけど、その辺は置いときまして。

4月27日と28日で寄附の対象になる、ならないが分かれておったわけなんですけど、28日から令和3年4月1日までに生まれた方が対象であると。じゃあ、今後また同じ問題

が令和3年4月1日に生まれた人はいいけど、令和3年4月2日に生まれた子はもらえなくなるわけですよね。これ、ずっと繰り返してっていくような次の年も同じ結果になってしまう。

だから、その辺のどこでそれでははじめをつけるかというのは、今回の令和3年4月1日で切ってしまうのか、そうすると、その年度前後で不公平になる。じゃあ、今後恒久的に新生児に対してはコロナ対策ではないにしても、給付金とかそういうことに継続していくのか、いかないのかという部分での、また同じ問題が繰り返されていくと思うんですけど、その辺についての見解をお伺いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回補正で上げさせていただきました市単独の給付金につきましては、基準日であります4月27日が境になりますので、いわゆる同一年度内で出生したお子さんがそこで差が出てしまうというところの解消を考えての給付金事業になります。

今後、令和3年4月1日までのお子さんを対象にしておりますが、次年度以降の給付金につきましては今後のコロナ感染症の状況ですとか、さらに子育て世帯への支援が必要であるという状況が続けば、また検討してまいりたいと思います。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その状況によって継続して、同一のコロナという定額でない、また子育て支援的な部分になっていくのかなと、勝手に想像しておりますけど。

それで、次の質疑ですけれども、給付対象者の保護者と新城市内の同一住所に住民登録され、新生児まで継続して新城市内に住民登録がある方、新生児までは新城市内に住民票はあったけど、じゃあそれからしばらくしたら引っ越しちゃった。引っ越しちゃって、独自の給付金のない市町村へ行った場合はいいんですけど、また給付金がある、例えば大府

市とか田原市みたいなどころへまた行っちゃって、そこで登録する。その辺の他市町村のこういう制度を実施しているところとの連携はなっているのか。二重取りになるのか、またさらに移動したら三重取りになるのか、その辺はこういう施策をやっている自治体間での調整はどうなっているのでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回の対象といたしましては、新城市内に親御さんと一緒に住民登録された方を対象としており、申請時には少なくとも住民登録は引き続き継続されておられる方を対象としております。その後、何らかの事情により転出される方もお見えになるかもしれませんが、その後の移動につきまして当然返還を求めることもありませんし、ほかの市町村でこういった事業が単独でやられておる市町村に転出されれば、そちらの市町村の判断によりまた再度支給されるかどうかというところが判断されるかと思えます。

特に、今現在市としてそういった単独でやっておられる市町村との連携というのは、特に考えておりません。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと私の聞き方が悪かったですけど、出生届を出した自治体で定額給付金もらって、そこから引っ越した先でまた出生届を出すわけではないので、多分そこはもらえないと思うんですけど、あえて聞き方が悪かったのかちょっと答弁が矛盾して感じましたけど、それはいいとして。

そういった形で、昨年の出生数に合わせて212人に対して見込み数で250人と若干多めに見てあるその辺の根拠も分からないんですけど、まあ余裕があるだけで実際に不用額が出れば残すだけのことなのかなと思ったんですけども、その辺の見込み数の判断というのはどういった形でされたのでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 資料では、参考といた

しまして平成31年4月から1年間の出生者数212人ということで提示させていただいておりますが、その前とかですと少しふえたりしまして240人強の年とかもありますので、過去数年の状況を見まして多少の変動も加味いたしまして、250人ということで設定させていただいております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 4月1日から4月27日までの分がそこには乗せされてくればまた違ってくるのかと思うんですけど。

分かりました。では、次へ行きます。

次は、財産管理費の新型コロナウイルス感染症対策基金積立事業です。

基金の内訳につきましては資料で確認させていただきましのたので、2問目から入りたいと思います。

986万7千円につきましては、それぞれの事業の減額分ということで分かりました。一般財源の財調分で1億円ということなんですけど、まずその減額分のほうなんですけど、人件費は当然そのまま数字が出ると思うんですけど、先ほどのDOSの地域再生事業が85万9千円のうち42万9千円はみんなのまちづくりだったからそっちへ戻しちゃってこっちには入れない。その分が43万8千円、あと残りの消防団行事開催事業と市文化事業と設楽原歴史資料館の減額分というのは、この金額は元の事業費の全額として理解していいのか、一部こういった事業でも多少なり執行した部分があるのかなのか、その辺の確認をお願いします。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 御質疑の、例えば消防団行事開催事業については、市消防操法大会に要する経費の全額が減額になっております。そして、市文化事業ですと4月に開催予定でありました舞台鑑賞教室に関する経費の総額、あと設楽原歴史資料館運営事業につきましては設楽原決戦場まつりに関する経費の総額と

ということで、それぞれその事業に対する既に執行したものであるというのはございません。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 減額分はその事業の全額ということが確認できました。

それから、今後の積立て予定ということまで詳しく書いてあるんですけども、今後のことを聞くのはあれなんですけど、現在でも事業が中止になったり、一部縮小したりとかあるのはそれはまた当然9月定例会、9月補正の中でこちらへ戻ってくるのもあれば、また財源によってはその元の財源へ戻す部分もあると思うんですけど、それについてはここであえて聞きませんけども。

一般財源の財調1億円というのは、何か積算的な根拠があったのか、ざくっと1億円ぐらいという部分なのか、その辺をお伺いします。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 積算根拠があつての1億円ではございません。財政調整基金の残額等も考慮しまして1億円とさせていただいております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 根拠がなかなか難しいと思いますけども、そうすると1億円が正しいのか正しくないか、判断基準になかなか困るわけですね。ある程度、どういう事態になるかわからないときにある程度対応できる金額というめどだと思ふし、必要に応じては基金の増額をまた補正でやられるのかなと思うんですけども、それはよしとします。

いずれにしても、こういった形で備えておくことと、ここに備えるということはコロナウイルス感染症の基金としてしか使えなくなってしまうと、また財政の流動化に使えないんですけど、ただ歳計外と円の利用の可能ということであればその辺はまた臨機応変にできるのかなと思っていますので、これについてはよしとします。

それでは次の路線バス運行費の公共バス運行事業についてお伺いします。

1点目の負担金の算出根拠と負担基準、先ほど総距離ですとか、人口割という形での負担金を算出するというところでよしとします。

それから、バスロケーションシステム導入による効果と利便性について、確認したいことがありますので再度答弁を願います。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 それでは、2点目のバスロケーションシステム導入による効果と利便性について御答弁申し上げます。先ほどの小野田委員、竹下委員の答弁と若干重なる点もありますことを御了承いただきたいと思ひます。

バスは、道路事情による影響を大きく受けることから、鉄道と比較しまして定時性の確保が困難な公共交通であります。バスが今どこを走っているのか、あと何分で着くのかなどが分からないことが利用者の不安や不満につながって、利用者離れの要因にもなっているとされておりまして。

豊鉄バス株式会社の運行管内におきましても、バスの遅れ等に関する電話での問合せが毎日平均で約80件ほど寄せられていると伺っております。

このバスロケーションシステムを導入することによりまして、スマートフォンで自らバスの位置情報を把握できるようになりますので、バスの待ち時間というものを有効に使うことができるようになりますし、運行事業者である豊鉄バスにとりましても利用者からの問合せに対して迅速に対応することができるようになります。

さらに、バス停の位置ですとか、時刻表などの情報をオープンデータ化いたしますので、経路の検索サイトに掲載されて、他の公共交通機関との接続についても自動的に表示されるようになりますので、観光目的でお越しになる利用者の皆さんがふえることが予想され

ますし、先ほども御答弁しましたように、多言語対応にする予定でございますので、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えたインバウンド対策にもなるものと期待しております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 再質疑します。

バスの運行状況ですとか、バスの位置、バス停の位置ということなんですが、イメージが湧かないんですけどインターネットを介して利用者の情報提供ということなんですけど、インターネット当然タブレットですとかスマートフォン、あるいは自宅のパソコン等でインターネットに接続できる機器さえあればその情報にアクセスできるというのは分かるんですけども、例えば自分の乗りたいバスが今、どこを走って、何分後に自分の乗りたいバス停に来るといのはどういうイメージなんでしょうかね。例えば、バスの番号なのか、バスのバス停の位置を指定して何分後に来るとかなんかちょっとイメージが湧かないんですけど。

あと、例えば京都の市バスなんかだとバス停ごとに「あと何分」「もうすぐ着きます」とかいろんな表示がバス停にあって、一々アクセスしなくてもそれを見ればすぐに分かると思うんですけど、バス停までやるということならかなりの投資になってしまうと思うんですけども、そうじゃなくてインターネットでやるということなんですけれども。

その辺のイメージは分からないんですけど、何を入力すればその情報が出てきて、それが利便性につながっているのかというのがイメージが湧かなかったんですけども、地図上に出るのか、あるいは豊鉄の路全図を見ますと、時刻ごとのバス停に到着時刻のあります。そこに、例えばバスの移動状況の路線図に「ただいま走っているのはここです」と、新幹線とか鉄道なんかだと走っている位置が出るようにそんなようなイメージなのかという

のが湧かなかったんですけど、こういった形でそれがインターネット上で確認できるのかをもう少し解説お願いします。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 例えば、ある停留所でバスを待っているとしますと、その停留所を指定して検索をすると、「あと何分でバスがくる」、例えば遅れておりますと「何分遅れで到着をします」とかそういう表示が出るようなイメージだと聞いております。

それから、あるいは例えば旅行者の方が新城に來られて、今おる場所というのが自分では分からない。この近くにバス停はどこにあるんだろうかということを検索すると、この近くのバス停がここですよということが案内されるとか、そういった使い方があると伺っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 少し分かりかけましたけど、例えば、バス停におればそのバス停の路線番号だとか、QRコードでもあればそれをアクセスすると今の運行状況が分かる。それから、バス停がない人は、それではその情報をどうやってアクセスするのかなというのがイメージが湧かないんですけど、その辺はどういう形になっているんでしょう。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 バス停にも、今滝川委員が言われたようなQRコードをつける、そのQRコードを読み込むことによってバスの、例えば「5分遅れで到着します」とかいう情報は検索することができますし、現在地をスマホで登録をしておけば、その近くのどこにバス停があるというのは地図上に表示をされますので、その情報を基に利用者の方がそのバス停に向かっていただくということになるかと思えます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、豊鉄なんかそういうアプリを取り込まないとそういうふう

にできないと解釈していいのか、それと地図上が連動して最寄りのバス停まで案内、ウォークナビではないけど案内してくれるってそういうイメージでよろしいですか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 そのとおりでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 では、最後に確認ですけど、インターネットを通してということですけども、バスを利用される方、高校生は別にして、Sバスですとか豊鉄に委託しているバス、あるいはバスを使う人というのはなかなかそういった情報機器を利用している人が多いのか、比較的車を乗らない人、あるいは免許を返納したような高齢者が多いと思うんですけど、そういう人がこういうシステムをうまく使いこなせるのかなというのは疑問なんですけど、その辺はどうやってフォローされるのかなということと。

それから、外国語対応ということで4か国語ほどに対応しているということなんですけど、韓国語、中国語ってということでインバウンドということなんですけど、インバウンドの方、団体バスで来て団体で行って、さっさと行っちゃうような人がほとんど、今のところ個人旅行というのはヨーロッパだとか、アメリカの人が個人旅行すると思うんですけども、韓国語圏あるいは中国語圏の人はこういったものを使うのかななんて疑問に思いました。それからポルトガル圏も、スペイン系ですとか、あとフィリピン系、タガログ語系がないけどその辺までいうと切りがないし、私は日本語と英語だけで十分だと思うんですけど、その辺はよしとしますけど、そういった使い方が果たしてインバウンドということまでにつながるのかななんて疑問に思いながら言ってますけど、その辺の見解を少し伺いして終わりにしたいと思います。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 地域で走っている公共交通、特に路線バスについてはSバスに代表されますように、通勤、通学とあと高齢者の方の日常生活の足ということが中心になりますので、高齢者の方にとってはなかなかバスロケーションシステムを使ってというのは難しい面もあるかも分かりませんが、それは従来からも豊鉄バスのほうへ連絡をしていただければ、今バスが何分遅れとかいうことはアナウンスをしてくれるようになっておりますので、その点は配慮をしていきたいと思いません。

それから、多言語対応ということで、これも国の補助金を使ってやるようなことを考えておりますので、以前に比べて外国からお越しになる方、今ちょっとコロナの影響で止まっておりますが、従来はやはり団体旅行というのが圧倒的に多かったわけですけども、最近は本当に個人レベル、個人旅行で、しかも日本人が行かないような地方都市へも個人として訪れる外国の方が非常に増えてきている傾向にありますので、そういったことを考えると将来的にはこの多言語対応になっていることがプラスに働くのではないかと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告順に質疑させていただきたいと思えます。

2の1の1一般管理費の市特別定額給付金給付事業、ページ11についてなんですけど、こちらのほうは1番、2番、内容等は前の質疑者で分かりましたので理解をいたしました。

1点だけ再質疑から入らせていただきたいんですが、この対象者が広がったということでそういった方々に対しての周知の徹底というのはどういうふうな形をしていくのかどうかというのを伺いたいと思えます。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 既に、もう4月28日以降に生まれまして届けをされた方につきましては、こちらから郵送で申請書等お送りしまして周知をさせていただきたいと思います。また、今後出生届を出される方につきましては市民課のほうと協力しまして、その届出の際に制度の周知をさせていただきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 出生届を出すときにも声をかけるということで理解をいたしました。

こういった形はいいことだと思いますので、本人に伝えるということは基本ベースにさせていただきながら、広報でも周知をしていただければ漏れがないようにというか、こういったこともやっているよと周りの親の方とかが娘さんに伝えるとかそういったことで二重にいろんな声が届くようにしていただければありがたいなと思いますので検討していただければと思っています。

これは要望として、次の質疑に入りたいと思います。

2の1の7財産管理費であります。新型コロナウイルス感染症対策基金積立事業でどのような内容か伺うということと、あと1億円の財源はどこから捻出したものかというところなのですが、こちらのほうも前の質疑で理解をいたしましたので再質疑をさせていただきたいと思います。

まず、こちらの約1億円の財源というのは財政調整基金ということで理解をいたしました。今の財政調整基金の残高というのはどのぐらいなのか伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 御質疑の財政調整基金の残高になりますけれども、補正予算第3号までの取崩しを計上しまして約14億9千万円となります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。残

り14億9千万円ということで理解をいたしました。

これは、基金1億円にしたという試算、計算というのが特にないよというところで先ほどの質疑で分かりましたが、ただ私自身はちょっと少ないのではないかなとイメージを持っております。いうのも、ほかの市町を見ますと、蒲郡市は10億円基金に入れてスタートしております。もう少し1億円ではなく5億円とか、10億円という形で基金に入れようというようなことは考えなかったのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 他市のそれぞれ財源の状況がありますので、それぞれ10億円積んでいるところもあればというところは承知しておりますが、本市の今の財政調整基金の状況等を考えまして1億円とさせていただきましたが、この1億円のみでコロナ対策が終わるというものではないものですから、今後財政調整基金もまだ15億円弱ございますし、国からの地方創生の臨時交付金も国の2次補正でついてくる予定になっておりますので、その辺を利用してさらなるコロナ対策に展開していこうと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やはりこうした形で今後も基金をしていただきたいと思いますと思っているんです。

やはり、今、市内の自営業者さんや市民の方々というのはほんとに大変な状況になっておりますので、ぜひ基金をしっかり積み立てなり財政を確保していただきたいと思います。

私自身1億円はなぜ少ないのかなと思ったときに、過去に新城市が鈴木養鶏場の土地を買うときに5億3千万円のお金をぽんと出したということで、やっぱりそういったことを考えると1億円というのは非常に少ないんじゃないかなと思うんですが、今後5億円以上は積立てをしてコロナの支援策に使っていく

というような意思表示、目標、考え方というのはあるのかどうか伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 先ほども御答弁差し上げましたように、今後コロナの影響により中止した事業、それで一般財源についてはこちらの基金に積み立てていこうと思っております。

ですので、この1億円のみでコロナ対策とは考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 幅広く、やはりコロナのことは市民全体に及ぶものですので、鈴木養鶏場には5億円出すより以上は、やはり速やかな対策費、5億円以上のものを出していくということがやはりバランスをとっていくと思いますので、ぜひ基金の上積み、またさらなる幅広い支援策をお願いいたしたいと思えます。

次の路線バス運行費、公共バス運行事業について伺いたいと思いますが、こちらのほうは先ほどの何人かの質疑で1番、2番は分かりましたので、再質疑をさせていただきたいと思えます。

滝川委員が言われたように、私もこのシステムのイメージが湧かないんですが、これは結局アプリを入れるというものなんですか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 アプリを入れて、自分で検索をするというイメージでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、自分のスマホにアプリを入れることで扱うということで理解いたしました。

それなら、やっぱりなかなか高齢者の多い新城市民の方々にはちょっと使うのは難しいのかなと思ってしまうんですが、やはり今後は高齢者が新城市民の方には多いものですか

ら、先ほど言ったように京都市みたいな形で停留所の看板のところに点滅で「あと5分後に来る」とかかってちかちか光るとかそういう停留所の看板のシステム等も入れていくという形で優しいまちづくりの1つになるんじゃないかなと思うんですが、そういったこともできるような、これは拡張ができるシステムになっているのかどうか、またそういうふうな考えも今後、今すぐではないとは思いますが、やっていきたいなという意見も出されているのかどうか、そこら辺分かったら教えてください。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 まだ、システムの導入前ですので、利用者の方からそういう声が届いているということはもちろんないんですけども、そういった今、浅尾委員が言われたようなことにも対応できるだけのシステムにはなっておりますので、これはそういった利用者の方からの声が上がれば、事業主体であります豊鉄バスのほうに要望という形で申入れをしていきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今後、声があったらそういう形で要望等踏まえていただければありがたいと思えますのでお願いします。

あと、1点このバスロケーションシステムで伺いたいの、こういったシステム、東三河で入っていくということなんですけど、これは東三河広域連合での話合いの議題になるものではないのかなと、率直に思ったんですが、こういった話合い、広域連合では話合わずに議題に上がっているという経過なんですか。伺います。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 これは東三河地域ということでございますが、広域連合で話し合ったということではございません。別の協議会の中で話し合ったということでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こういった話こそ広域連合で話し合われたらいいのになと思ったんですが、そこら辺広域連合に話さずに、今、別のルートで東三河活性化事業と言ったと思うんですが、そういったところで話されたと思うんですが、何かそこには理由があったんでしょうか。広域連合で話すという議題じゃないよという何か条件があったのかどうか、そういったいきさつ等がもしも分かれば教えてください。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 東三河広域連合は、東三河の8市町村が構成しておりますが、今回のこのバスロケーションシステムは豊鉄バス株式会社が運行しておりますルートのある5つの市町でございますので、広域連合の議題ということにすることはできかねますので、その協議会で議論をして導入することに対する支援を行うようにしたということでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今ので大分分かったんですが、では今回は豊鉄バスが運行している市町を対象にということで、豊橋、豊川、新城、田原、設楽町ということで、その豊鉄バスが運行している中のシステム導入ということで話し合いが進んだということだと理解をしましたが、それでいいのか。

だから、蒲郡市は入っていないし、東栄町、豊根村とかそういったところは豊鉄バスが入っていないからここには入っていない市町の負担の中に入っていないという理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 今回ののは、あくまで豊橋、豊川、田原、新城、設楽町の5つの市町での連携した支援ということでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了いたします。

~~~~~

この際、再開を3時05分とし休憩をいたします。

休 憩 午後2時54分

再 開 午後3時05分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 3款2項1目の老人福祉費の新型コロナウイルス対策事業、13ページ。

介護施設等感染症対策支援事業の99万円の補助金によりまして、それぞれ介護施設の消毒、また洗浄経費、そのものについて充足されるのかどうか、ここをまず確認したいと思います。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 介護施設等感染症対策支援事業は、介護施設等で感染が疑われる者が発生した場合、施設内で感染が広がらないよう消毒、洗浄を行う費用について補助するもので、消毒・洗浄の業者委託料3施設分を予算計上させていただいており、必要に応じて増額も可能です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ただいまの答弁の中でも、3施設ということで準備されておるようであります。

今お聞きしましたら、資料いただいたものと比較しておるんですけども、この予算はもしも際の予備的なものとして理解してよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 この補助金につきましては、施設の利用者さん及び職員の方がPCR検査をすることになった場合の消毒、洗浄に関しての補助金となっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 PCR検査の実施が予測されるというか決定された段階での、結果はともかく、ということで次の手段へ移るような予備的なものと、今、理解させていただきました。

いつの時点からというような過去に遡るような基準日みたいなものはあるのでしょうか。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 コロナウイルスの感染が発生してからできた補助金ですので、後づけになってはしまっておりますが、愛知県のほうから遡るということですので、市としては4月1日までを遡ろうと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 4月1日までと確認をさせていただきます。

先日、私、2週間ほど前ではありますが、市内のある介護施設の理事長さんやまた関係される方々と会合を持たせていただいて、いろいろな御意見を伺った経緯があります、鳳来地内ではありますが。その中で、いろいろなお声を頂戴しまして、今一番困っている状況というのが明確につかめました。たまたま介護施設の皆様方は特に昨年から、インフルエンザ対策ということで非常に感染症対策というものをとられておまして、人との接触というものは非常に過敏になって、きちんと対応されている実態を、私、かいま見てまいりました。

特に今、気を付けておるといえるのは、その施設の理事長さんたちが言うには面会ですね、面会。外から来られる方、当然御家族の方が入所されている方との接触、その面会の場をどうするかと。遮断すると大変な心配事がお

互いできますので、何とかして面会場所をつくろうとそういう形の中でこの介護施設の皆さんは玄関入ってからの面会室をつくったと。このようなところで、感染の二次的な防止、拡散しないようにこういう対策がとられているというすごく確信をいたしました。

そういう中で、特に備品も含めて、消毒、洗浄、こういったものをその施設の方々には順次やはり臨機応変に充足をしてきたという経緯がありまして、先ほど御説明していただいたように、もし予備的な予算ということでもありますので、もしもの際には当然手当をしていただけるというところが今、確認させていただいたものですから、何とかもう少し幅広くゆとりできるようなこんな体制の取組をしていただきたいんですけども、当然連携はできておると思いますが、そういう施設ごとの連携のとり方だとか確認の仕方だとか、そういうところの今の実態を教えていただければと思います。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 多数の高齢者の方を介護されている介護施設等の職員の方というのは、新型コロナウイルス感染症の対策で大変不安な中様々な対策をしていただいているということで、さらに「サービスは継続してください」ということで厚労省からも言われておりますので、なかなか休業にもできないということで、大変だということは重々承知をしております。

県からは、介護施設等にマスクやアルコールなどの配布とかもやっておりますが、市としても消毒液が入手しづらい状況の中で、上下水道部から市内の業者に対して次亜塩素系の消毒液を配布したりだとか、東三河広域連合が御家庭の不用なマスクの寄附を募って、今後介護施設にお渡しするというような対策を考えております。

市としましても、今後も現場の方の声を聞きながら、一緒に必要な施策を考え実行して

いきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは同じく介護施設等感染症対策支援事業についてお聞きします、13ページ。

補助金の交付基準と対象施設をお伺いします。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 補助金の交付基準につきましては、介護施設等で感染が疑われる者が発生し、その者に対するPCR検査の実施が決定した場合、施設内で感染が広がらないよう利用者や従事者が触れる箇所や物品等の消毒、洗浄を行う場合に必要の消耗品などの需用費、手数料又は委託料の全額を補助します。

対象施設につきましては、具体的には、高齢者の方が利用される介護保険施設や老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅などの入所施設や通所施設、訪問サービス事業所、地域包括支援センター等高齢者施設全般としております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 PCR検査を実施して、そういった対象者が出た場合の消毒ということもあるんですけど、ちょっと分からないのが頂いた資料によりますと1から4のそれぞれの基準があるんですけども、99万円という金額と市内の今、言われた対象施設というのもかなりの数あると思うんですけど、その99万円というのはどうやって出したのかって逆に思ってしまったんですけど、今のところそういった事例がないもので、万が一に備えてということなんですけど、果たして99万円で、なった場合足りるか、大きな施設だととんでもない金額がかかる可能性がありますけど、その辺はどういうふうに理解したらよろしいん

でしょう。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 算出根拠につきましては、まず介護施設等の中で一番感染のリスクが高いところということで考えたところ、ある意味入所施設というよりは、利用者さんの出入りが毎日あるということで通所施設が集団感染のリスクが一番高いのではないかとということでまず想定をいたしました。市内の通所施設の定員だとか、あと面積の平均的な施設を基準としまして、あと名古屋市で介護施設のクラスターが発生したときに1人の利用者さんが発生したときの3施設ぐらいが通所施設のほうであちこち飛び火したとか同じ利用者さんが行かれたということで、広域連合でも話をしたんですが、利用者さんがもし発生した場合には、大体3施設ぐらいが一遍に必要なだろうということで想定をさせていただきました。

市のほうで職員さんが消毒をするということも考えたんですが、消毒液が手に入りにくい状況ということと、あと消毒液が手に入りにくくてふだんよりも高くなっているということも考えますと、算定根拠にするには難しく、業者委託のところで清掃業者のほうでこのコロナウイルス対策のできる業者さんを探しまして、そこに平均的な面積を掛けますと1つの施設が税抜きで30万円ほどでしたので、それを3施設で90万円ということで基準とさせていただきました。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 介護施設、入所施設ではなくて通所施設ということでデイサービスセンターとか、グループホームは違うのかな、そういった通いの施設を3か所ぐらいということで、そうすると頂いた資料の中の②の介護施設等の消毒・洗浄費の未利用項から計上したということよろしいんでしょうか。

それと、3施設程度ということでそういうことがなければ一番執行がなければいいんで

すけど、それで取りあえず見ておくというのは失礼かと思うんですけど、そういった判断ということで理解してよろしいですか。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 お察しのとおりです。補正予算で、県のほうも増額をしていくということで聞いておりますので、市のほうでも同じように99万円以上の予算がかかった場合には、補正予算で対応していくつもりでおります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それで、資料によりますと活用の財源というところがありまして、地域医療介護総合確保基金というのが財源という説明なんですけど、これは歳入のほうでどういふのがこの部分に該当するのかなんて逆に思ってしまったんですけど、取りあえず財調か何かのあれを充てといて、こういう事態があったらそこから、先ほど言った地域医療介護総合確保基金のほうから補填される仕組みなんですか。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 広域連合からの説明では、国と県の補助金という形で入ってくると聞いております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次へ行きます。

放課後児童対策事業、13ページです。

システムの改修が必要となった経緯とスポットクーラーの設置要件をお伺いしたいと思います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 まず、システム改修が必要となった経緯につきましては、現在口座振替における保育所保育料と児童クラブ保護者負担金の通帳への印字がどちらも同じ「ホイクリョウ」という表示としていたるところでございまして、保護者の方々から「分かりづらい」などとの声が度々あることから、別々の名称で印字できるようシステム改修を

行うものでございます。

次に、スポットクーラーの設置要件につきましては、放課後児童クラブの長期利用者のために夏休みのみ増設する東郷西及び鳳来中部児童クラブ支援室に空調設備が整っていないことから、昨今の猛暑により児童の安全を守るとともに、より快適に過ごせる環境を整備するため、機器をレンタルにより設置するものでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。システム改修が必要になった理由は分かりました。

それから、あとスポットクーラーの設置要件ということで、東郷西と鳳来中部ということなんです。東郷西は新しい施設でクーラーがあったような気がしたんですけど、それでは十分機能しないという意味なのかどういったことで追加が必要になったのかなんて思っていて、鳳来中部も昔のプレハブのような、あれは鉄骨の平家だったような気がする、あそこはエアコンがなかったのかなんて思うんですけど、その辺について再度確認したいと思います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 まず、東郷西児童クラブでございまして、これにつきまして鳳来中部児童クラブも同等でございまして、夏休みのみの長期利用の教室というのが人数が増加しておりまして、別途東郷西こども園については専用施設ではなく校舎を一部お借りしておりまして、そこからさらに人数が多くなったので、その隣接スペースをお借りすることになりまして、少しそこに空調設備がないということと、鳳来中部児童クラブにおきましては、通常の部屋には空調の設備はございまして、この長期利用のために利用するあいあいルームという教室を別にお借りすることになりまして、そちらの教室に空調の設備がございませぬのでスポットクーラーで対応するという形になっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 施設じゃなくて、別の施設を利用するという事なんですけど、各学校共エアコンを設置してある教室はあるんですけど、そこは使わずにあえて設置してない部屋を使ってスポットクーラーを使うということなんでしょうか。何かせつかくエアコン設置したらその部屋使えばいいのと思うんですけど、学校との関係と教室をそういうことに使うことが問題があるのかということだと思うんですけども、その辺はどういうことでしょうか。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 放課後児童クラブで学校の施設をお借りするときには、教育委員会学校教育課を通しまして、学校施設管理の校長先生や教頭先生方とどこをお借りすることができるかということと十分協議させていただきまして、ここなら使ってもよいというところを使わせていただくところでございます。

たまたまそこに空調設備がないところをお借りすることができましたので、今回の設置となっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、3の2の1老人福祉費で介護施設等感染症対策支援事業の13ページになりますが、財源内訳をお聞きするということですが、前委員の質疑で分かりましたので再質疑でさせていただきたいと思うんですが。

今回の感染症の事業については、コロナの感染症疑いが出てPCR検査を受けるといふようなときに消毒をする財源ということで理解をいたしました。やはり全国で見ても通所をされているところのクラスターがかなり、北海道から全国大阪等も含めてたくさんあると理解していますので、本当にこの財源という

のは非常に大事ではないかなと思って質疑をさせていただいているんですが、そういう形で、高齢者で、しかもクラスターが発生しやすいというところで、市内の通所の介護施設というのは大体何か所ぐらいあるのか、把握していたら教えていただきたいと思っております。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 通所施設ですけれども、通所介護施設が23施設、あと通所でリハビリテーションも含めてで全部で24施設と、こちらのほうで把握しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。市内にこれぐらいたくさんの通所施設、リハビリ施設のほうで24の施設があるということで、こういった同時進行で施設の管理というのが非常に大切になるということで、現場の方々本当に大変な中、仕事をしていただいております。

もしも発生した場合には、職員の方が消毒をするのか、それとも清掃業者の方に委託してお願いするのか、そこら辺が分かったら教えてください。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 補助金の内容については職員が行う場合の消耗品費でも、あと専門業者をお願いするときの委託料でもどちらでも補助対象ということにしてあります。

ただ、市内の事業者さんからは、そうなった場合に、どういうところで消毒ができるのかとか、消毒液はどこが低入手できるのかとか、そのような相談はこちらにも入ったりはします。その際対応ができる業者については、広域連合等とも情報交換をしながら、こちらからも情報提供していきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 6の1の3農業振興費、農畜産物消費拡大事業、13ページです。

具体的な支援内容についてということですが、頂いた資料にはほぼ書いてありましたのでこちらのほうは再質疑から始めたいと思います。

新城市の農畜産物というのは、水稻とかトマト、しいたけ、イチゴ、里芋、花などいろいろとあると思うんですが、その中でお茶と和牛を選択した理由をお聞きしたいと思います。いただいた資料は、売上げに大きな影響を受けたと書いてあるんですが、ほかのところにも大きな影響を受けているのではないかと思います。このお茶と和牛を選択した理由をお願いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 それでは、今回煎茶及び和牛生産者を支援する理由としまして、お答えさせていただきます。

大きく3点ございます。1点目は、資料にありますとおり本市の農畜産物の中で今回のコロナウイルス感染症の影響が特に大きく、それから来年以降にも影響が及びそうな品目であり、国県事業ではカバーし切れないところであるということでもあります。

それから、2点目につきましては、本市の農畜産物の中で生産量県内一と言われているものが数少ないわけでありまして、その数少ないものが普通煎茶と和牛子牛ということになります。県内一を誇れる農畜産物は何としても守っていききたいということでもあります。

そして3点目です。これは、「新城」という名のついたしんしろ茶、そして唯一合併前の旧町名であります鳳来という名を残す幻の

和牛と言われる鳳来牛、この2つのブランドを守っていききたいということでもあります。

こうした県内一、あるいは幻と言われるものを資源と捉えて守ることで農業に限らず商工観光の振興にもつながっていくものと思っております。

確かに、ほかの農産物にも影響はあるわけですが、申し上げますと、酪農、それからお茶の中でもてん茶ですね、抹茶の原料となるてん茶からつまもの、鉢花等影響があるわけですが、酪農につきましては確かに学校給食がなくなったということで、飲用での生乳需要がなくなっておりますので加工に回された。それによって乳価が下がっておりますけれども、その部分は満額ではないかもしれませんが、国から補填されるということで、乳代だけを見ればそんなに大きな影響は受けていないとなります。

ただ、逆に心配されているのが、学校の夏休みが短縮されたということで夏場は乳量が下がってまいりますので、夏場の供給不足というのが今、心配されております。ただ、それよりも影響が大きいのは、やはり酪農経営におきまして、副収入となりますスモール、子牛価格ですね、子牛の価格がやっぱり下落をしております、酪農経営においても国産牛肉の消費・流通が回復することが一番あります。広い意味では、和牛への支援というのが酪農経営の支援にも結び付くと考えられます。

それから、長くなりましてすみません。てん茶ですけども、てん茶もやはり抹茶の輸出が停止しているということで影響はあります。一律2割の生産調整ということを強いられているわけですが、価格的には8月頃に確定してくるということで、収入的な影響が、今どれだけあるかというのは不明であります。ですので、収入的な影響が出れば、持続化給付金等の申請を行っていくということになってまいります。

つまもの、鉢花につきましては、県の事業
で対応しておりますのでそちらの事業を活用
しているというところであります。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 丁寧ありがとうございます。
大きく3つ、今回選択した理由は、来
年も影響が及びそうであるということと、生
産量が県内一、これを守っていきたい。あと
ブランドを守っていきたいということなんで
すが、鳳来牛の日というのを設定されるそう
ですね、小学校とこども園でもやるのかしら。
で、この事業が農畜産物消費拡大事業という
ことなので、ブランド牛の価値を給食で子
どもたちに食べてもらうときに、やはりもっと
拡大するためによりこのブランドのよさを、
鳳来牛のよさを知っていただくとか、子ども
たちに食べていただくことによる波及効果と
いうのか保護者にも影響が及ぶような何か仕
掛けみたいなものは考えてみえるんでしたら
教えてください。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 鳳来牛につきましては、
やはり本市の農畜産物を代表するブラン
ドということありますので、本当は例えば
生産者を講師に招いて、食育授業みたいなこ
とをやりたいところではあるわけですが、
学校側のほうもコロナの影響で授業の時間を
確保するのに苦慮しているということ、さら
に第2波、第3波の心配が払拭されたわけ
ではないということですので、通常の授業時間
の確保と先生方の負担軽減にも配慮いたしま
して、今回は学校で発行する給食だよりへの
鳳来牛の日の掲載、あるいは鳳来牛のパンフ
レットの配布にとどめまして、それを御家庭
へ持ち帰っていただいて家族にも御覧いた
だくようお願いしようと考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そういう方法もあると思
うんですが、今、各小中学校が「どすごいブ
ログ」でブログを載せているんですね。あれ

を一斉に市内の小中学校が和牛の日というこ
とで統一してばんっと出していくというよう
な方法もあると思いますので、御一考してい
ただけるとありがたいです。これは意見です。
以上です。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が
終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 6款1項3目の農業振興費、
新型コロナウイルス対策事業、この中で農畜
産物の消費拡大事業2,494万6千円の積算内
内容及び煎茶生産者及び和牛生産者への新型コ
ロナウイルス感染症の影響はということで質
疑をしております。

まず、先ほど大分説明していただいたもの
ですから、大体分かりましたが、通告してあ
りますのでまずはお願いしたいと思います。

それから、これに関連してこの感染症の影
響というのは、どのぐらい影響があったのか
と、金額にしても表していただきたいと思
うんですよ。お願いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 それでは、初めに
2,494万6千円の積算内容について御説明い
たします。概要としましては、市内全世帯へ
提供するしんしろ茶の購入費と、学校給食へ
食材として提供する和牛肉（鳳来牛）の購入
費であります。

しんしろ茶につきましては、茶葉5グラム
入りのティーバッグ20個入りを1万8千袋、
それから茶葉の量にして1,800キロを購入す
るものであります。予算として、消耗品費の
1,856万6千円ということであります。

それから、和牛肉につきましては、全小中
学校の給食で計4回の鳳来牛の提供を予定し
ております。小中学校の給食におけます牛肉
の使用量につきましては、昨年の実績により
ますと、全19校の合計で平均1回当たり
159.5キロと出ておりますので、4回分の
638キロを購入するものであります。予算と

しては賄材料費の638万円であります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響であります。

まず、茶生産者への影響でありますけれども、茶市場におけますしんしろ茶の取引状況につきましては、特に主に取引している問屋との実績は、在庫を抱えていたこと、あるいはこの先の需要見込みが立たないということで、今年が一番茶の買取り量は前年対比約6割減、買取り単価は約3割減ということであります。例年のような高値での取引がなかったということです。単価にすると、昨年は平均1,600円ぐらいだったのが、1,100円程度に落ち込んでいるということです。

また、この問屋で買上げが減った分、ほかの問屋での買上げがふえているわけですが、その価格はキロ700円にまで落ち込んでおりまして、例年では、キロ千円を下回ることはないというようなことであります。

それから、次に和牛生産者への影響であります。本年5月の実績によりますと、和牛枝肉価格は前年対比約20%減、和牛子牛市場での子牛価格は約23%減という状況であります。

肥育農家は、子牛を素牛として導入してから約18か月程度肥育するわけですが、今、出荷している牛は導入時の価格が1頭当たり80万円前後ということでありますので、販売価格から素牛導入費や餌代・人件費などの生産費を差し引きますと、1頭当たりの利益は大きなマイナスとなり大打撃を受けているということであります。販売価格は、A5等級、一番いい等級で140万円前後であったのが、今は100万円を切るぐらいまで落ち込んでいるという状況であります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 詳細説明していただきました。分かりました。

この中で、先ほど小野田委員の答弁の中でもありましたが、つまもの関係は影響がない

とおっしゃっておりましたが、私の周辺の中でつまもの生産者、出荷者がいらっやいまして、大変な激減収入なんです。旅館業も当然ないし、仕事自体がもうない状態であると。あと花木の中の花きの、先ほどもポット鉢等々おっしゃっておられました鉢類ですね、そういったものの減少も当然、これは東三河全体に言えることでありますが、大変な減収状態になっていると。この新城ではどうかということ、やはり鉢物部類もかなり影響を受けていることは間違いないですね。

特に、つまものについては、額にすると大きな額じゃないんですけども、あそこの出荷される方々の生産者の影響というのは計り知れない。毎日一生懸命収穫をして作業をやっている中での出荷が、差止めではないですけども、出すに当たってすごくちゅうちょしないといけないような状態も一方では起きていたということであります。そういう実態を取りまとめて、やはり国や県のほうに声を届けていくということが必要だと思うんですよ。

煎茶やこの和牛の関係について、今回上程されておりますが、これもどなたが調査してどなたがまた声をかけて、上へ上げていく。こういうことをしないと、こういう事業化はできないものですから、一番重要などかど思います。やはり、この影響、消費拡大事業についても、もうちょっと幅広くこれは捉えていくべきではないかなと思いますけどいかがでしょう。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 つまものについては、私、影響がないと先ほど申したつもりはないわけですけども、確かに影響はあります。それから、鉢花も影響はあります。

つまものは家庭での需要を促してもなかなか消費できるものではないということで、外食産業等の回復を願うしかないのかなと思っております。収入減につきましては、先ほど

も言ったかもしれませんが、持続化給付金等の申請を現在検討しております。

鉢花については、県の事業でJAが花を買い上げて、学校等公共施設で展示するというようなことを現在実施しているところであります。

これから、ほかの農産物にも影響が見られるかもしれません。その辺は、今後の動向を注視しながら、必要に応じて国の関連事業も有効に活用しながら支援策を検討していきたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。ただいま、それぞれ小野田、丸山両委員からお話を伺って御答弁をいただきました。いただいた資料の13ページにそれぞれるる細かく載っておりますので、その中で若干別の角度でお願いをしたいと存じます。

影響のあったことについては丸山委員のほうからありましたが、実はこの関係である時お茶の農家さんと行き合いました。それで、その方に「今度こういった形の中で補填をしていただけるから、どうなの」って言ったら、「一番茶は済んだけど被害額がなあ」っていう話になりました。要するに、「30%見込めないと駄目なんだよな。おれんとは駄目だ、該当してない」という実はお話でした。

ですので、その方は良質な煎茶、てん茶を生産されている方ですので、なるほどなと思ひまして、「いや、あんたはいいお茶作っているからいいじゃないの」ということでしましたが、「でも苦しいのには変わりないよ」ということであったわけでありました。

そうした中で、今回の先ほど安藤課長お話されました牛でありますと、20%から25%、値が下がっているよということなんですが、ここでまずお伺いするのが、パッケージ代、955円の1万8千個プラス消費税であります

が、パッケージ代はJA負担となっております。この分については農協とのお話しはされて、先ほども鉢花を買って学校へというようなことを伺ったわけでありましたが、パッケージ代を御負担いただくということでありませんが、それは話が十分になされたということですのでよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 パッケージ代につきましては、JAの理事会にも報告をしておると伺っておりますので、話し合いはできております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ここでは、その他の項目の報告の資料を頂いたものの中には、実はこども園にも提供していきたいとなっております。先ほどの数字、159.5キロというのは4掛けると638キロでありますので、こども園に8から2月の7か月の間に4回ほどこども園の子供たちにもということではありますが、結果的には対応する牛がないわけではありますが、その部分についての手当はされてみえるのかどうか、お願いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 今回のお茶、和牛ともJAさんとの共同事業として実施しております。お茶のほうはパッケージ代、そして給食のほうはこども園の給食にはJAさんが鳳来牛を提供していただくとしておるところであります。8月以降5回程程度予定しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 恐らく、牛1頭まるまるだと思いますので、2頭ぐらいいかな、目方から食肉になると。ところが、ほかの部位がいろいろロースから含めていろんな部位が出てくるわけではありますが、基本的にどの部位を子どもたち、園児たちに食べていただく、そして当然残った分については、今、安藤課長のお話がありますように、ここでは処分ができ

ませんので農協が対応するということではありますが、その点については先ほどお話があったように、理事会の議ということではありますが、実は農協も21日に総代会がありまして、新しい新執行体制になっておりますので、そこあたりがしっかりとジョイントができていると思うんですが、やはりそこら含めてそういうことを対応していく必要があるのではないのかなと思いますがいかがでしょうか。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 今回の和牛肉の提供につきましてはまるまる1頭という考え方ではなくて必要のところだけ仕入れて提供するものであります。どの部位を使うかについては、学校のメニューによって変わってくるかと思えます。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じく6款、もう3人質疑していただいたので再々再質疑ぐらいになっちゃうかと思うんですけども、そこから入りたいと思います。

いただいた資料によりますと、煎茶は小売りでなく市場に出荷し問屋に卸されたもので、コロナ禍により流通の滞っているもの、それを利用することによって、既に出荷しちゃったわけですね。それを市場から買い戻すと、そうすると問屋にお金が出るだけで、生産者までちゃんとお金が戻っていくんですか。先ほど、安い単価でもう既に卸してしまっているとしたら、その問屋、流通段階でJAを通して買い求めたとしても、売値が安いので生産者まで還元する仕組みがあるのかどうか、1回確認したいと思います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 これは、お金が生産者に還元されるかという考え方ではなくて、来年作、次期作に向けての支援と御理解いただきたいと思えます。要は、問屋さんには在庫

がそのまま滞っておりますと来年の仕入れに影響してくるということになります。ですので、その在庫を一扫することによって来年のまた仕入れができるというようなところを見込んでやる事業であります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういことですか、ちょっと勘違いしておりまして、支援ですので生産者に直接お金が還元していくのかなと思っただけでそうじゃないということで、それで本当に支援になるのかなというのが疑問が逆に思ってしまったんですけども。

市場、問屋にあるものを買うことによって、来年この流通にプラスになるから値段が戻って、間接的に支援になると理解するんですけども、市場にあるやつが売れなければ、当然新茶で出したものを古いひね茶になってだんだん売価が下がっていくのかな。そうすると、それは仕入れた問屋がそこで売れなければどういった形ですのか処分しなくてははいけない。じゃあ、逆に問屋を助ける事業になっちゃってるのかなと思うんですけど、そういう捉え方をするのはおかしいのかな。

ちょうど私は、何か売上げに大きな影響を受けた茶生産者っていうことだったものですから、そういう方へ直接この予算的なものが回っていく仕組みなのかなと考えたら、どうも話を聞いていたらそうじゃない。私はもっと、それだったら直接的にお茶生産農家に経済的支援が直接行くような方法がなかったのかなと思っちゃったんですけど、その辺についての仕組みとそれでいいのかなって逆に思ってしまったんですけど、再度お願いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 直接的な、例えば現金給付みたいなものは国の持続化給付金等を御活用いただければと思っております。

問屋を助けるだけにならないかというようなことですが、私はそうはならないと思っておるわけでありまして、静岡茶でもそう

でありますけれども、先ほども言いましたがまずは来年作に向けて在庫を減らすということが、それが一番の生産者の支援、救済になると思っております。

しかし、結果、今回買い取る問屋との取引が来年断ち切れたということになりますと、もしかしたらそういうふうに見られるかもしれませんが、ただ問屋さんというのはまだほかにもたくさんあるわけですので、その後はJAさんの販売手腕といいますか、そういったところを期待するということになると思います。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 じゃあ、同じことの仕組みとして、鳳来牛はどの段階でこういう事業にあてるのか、で、お茶と同じように生産者に直接お金が戻っていく仕組みになっているのか、それとも安くたかかれた問屋の在庫を処分するお助け事務になってしまわないか、同じ理屈でお聞きしますけれども、それはどういう仕組みになっているんでしょうか。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 和牛肉につきましては、今現在鳳来牛として在庫がどれだけ残っているかというわけではなくて、この4月末時点で全国で推定ですけれども、6千トンの在庫があると言われております。今回の場合は、その農家から直接買い取るわけではありませんので、直接農家に現金が行くというような考え方ではなくて、和牛肉のとにかく需要喚起、それから消費、流通を促すことということ。それからさらに、在庫を作らないことという目的として行うものでありまして、それを和牛の1つである地元ブランド牛、鳳来牛で消費に協力するというものであります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 やっぱ直接生産和牛農家にはお金が回っていかない仕組みとかそういう支援の仕方でもいいのかなと思うんですけど、まあそういうやり方で間接的にまあま

あ支援になるという解釈をすればいいとは思いますが、どうも仕組みとしてはおかしいような。

先ほど6千トンというのは全国の和牛ですよ、鳳来牛で6千トンというのはあり得ないと思うものですから、じゃあ全国の自治体がこういった事業で、日本国中に余っているものをそうやって流通して、来年度以降に回す仕組みがあればいいんだけど、例えば、これ新城がこういう県内一の生産のお茶と牛をやったと。じゃあ、全国でいろんな和牛なり、お茶なりイベントとか、そういうところが同じような施策をやっていただいて、コロナで消費が落ちた在庫を減らして、来年度以降の生産意欲と流通をよくするという仕組みを新城市だけでやってもとても影響は微々たるものですよ。

だから、それが全国の自治体が同じようなことをやってくれば、今言われたような理論で新城の生産者、和牛もお茶も経済的支援になる、来年以降の支援、そういう理屈が成り立つと思うんですけど、その辺の他の自治体がこういう類似の施策をやって、こういった特産品とか自分の自治体、あるいは県内の生産物を支援するやり方というのは連携しているのか、やっているのか、新城市だけの独自なのか、その辺はいかがですか。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 お茶も和牛肉も、実は国の事業を活用して、県があるいは県の団体が事業主体となって消費拡大をやる事業があります。例えば、お茶ですと愛知の茶消費拡大事業ということで、県茶業連合会が主体となってやる事業があります。ただ、こちらは市場出荷している農家は対象とせず、小売りを中心に行っている農家さんの支援として行うということです。ですので、新城市としては主に市場出荷者を支援しようとしたところでもあります。

それから、和牛肉についてもこれも県が事

業主体で国の事業を使って学校給食への提供をします。それは、8月、9月以降3回程度ということで言われておりますが、ただそこで産地を指定できないということ、それからその3回のうち和牛肉は1回、あとの2回は交雑種ということになっております。ですので、今回はこの消費流通を促すという目的もありますけれども、地域、市民へのPRということも兼ねてやっております。特にお茶につきましては、リーフ茶ではなくてティーバッグに入れて提供するものでありますのでもう手軽に美味しいお茶が飲めるというところをPRしたい。

そういったことでやりますので、国、県で支援し切れないうところを市がやるというようなイメージでおります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 いずれにしても、単独でない、いろいろなところが連携しているということが分かりました。

お茶はいいですけど、鳳来牛、先日ネットの中で「幻の牛鳳来牛」もうどこで生産しているのか、流通量が少なくてなかなか手に入らないってネットでニュースで流れて、それを私がリンクしたら、「どこへ行けば手に入りますか」なんていう問合せが来たので、「いやこんたくの横にあるJAで売ってますよ」とか、だからその辺のレベルで市内、この辺の近辺の人でも鳳来牛がどこで買えるか分からん程度の宣伝というか、流通量なのか分かりませんが、もう少しそういうところ、基礎をちゃんとしたほうが流通なり、消費が行くのか、逆に消費が大きくなって生産が追い付かなくても困ると思うんですけど、その辺の需給のバランスをもう少しうまくコントロールするような仕組みを、こういった支援とプラス消費拡大の支援を要するべきだと思うんですけど、その辺についての施策は当然考えられているのでしょうか。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 先ほど申し上げましたが、学校においては給食だよりとか、パンフレットの配布を予定しております。

そのパンフレットには、販売しているところ、市内だけではなくて豊橋、岡崎、豊田等でも販売しております。そういったどこに行けば鳳来牛が手に入るということも示しながら、PRをしていきたいと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私も6の1の3農業振興費、農畜産物消費拡大事業になります。

質疑は、2,494万6千円の事業だが、主な内容を伺うということでお聞きしましたが、前の委員の質疑で大体分かりましたが、まずおさらいという形で事業内容、基本的に伺いたいと思います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 これまでお答えしてきた部分と重複するかもしれませんが、まず、お茶につきましては、問屋に滞留している在庫を一掃するということを目的としまして、市民に対してPR効果も期待し、しんしろ茶の提供をするというものであります。それが予算の中では、消耗品費の1,856万6千円ということになります。

それから、和牛肉につきましても、同じく全国に和牛肉が滞留しているということで、その支援ということで学校給食での提供、それから先ほど言いましたがJAさんでは、こども園への提供ということで鳳来牛の提供を予定しております。それは、市の事業として学校給食へは4回程度で、その量としては638キロを購入するものであります。それが賄材料費の638万円ということになります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

あと、私、聞いたかったのはそういうとこ

ろも含めてなんです、まずこの事業の内容ですが、この水出しのお茶、ティーパックをプレミアム付商品券の販売や引換え時に窓口で配布をするということで、対象は全世帯だよということによろしいでしょうか。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 そのとおりでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういうことで、この配布状況というのはプレミアム付商品券を買いに来た人に対して窓口でもらえるということなんだろうとイメージをしました。

それは、先ほども前回の質疑でもあったんですが、JAと後は郵便局、26窓口になるということでもいいのかということ、後はもしもプレミアム付商品券を買わないよという人に対しては、こういったお得なティーパックをもらえるということはないのかどうか伺います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 まず、配布する場所につきましてはプレミアム付商品券と同じであります。

それから、商品券の交換に来なかった場合、確かにしんしろ茶を1軒1軒回って配布するというところまでは考えておりませんが、できるだけプレミアム付商品券の案内をするときに「漏れなくしんしろ茶を進呈いたします」というようなことを付け加えて送れるものであれば、そういうことも考えてできるだけ全戸に渡るように対応していきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ということだと理解をしましたが、やはりせっかく税金で使うものから、なるべく皆さんに届けるような形、不公平感があってはならないと思うものですから、やはり高齢者の方も、こういった窓口、

JAとかに行く足があればいいんですけど、なかなかなかったりとか、そういったことがあると思うんです。だから、本当に皆さんに行き渡るのかどうかというのがちょっと心配だと思います。

こういったのは、プレミアム付商品券にもつながるかもしれませんが、本人が行けない場合はどういうふうな対応をされるのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 その対応につきましては、またプレミアム付商品券の担当と調整をしながら考えていきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やはり、行けない方というのは本当に高齢化率の高い新城市は、高齢者たくさんいますので、行きたいけど行けないという方の対応策をしっかりと打っていただきたいと思っておりますので、ぜひぜひここは農業の拡大事業もそうですが、プレミアム付商品券の担当の方も一緒に考えていただきたいと思っております。

あと、1点、やはり滝川委員の質疑でちょっと心配になったのは、直接農家さんが今困っているというところがあると思うんですが、そういったところにはこの直接支援にはならないという事業で、私、ちょっとびっくりしたんですが。

やはり、直接支援をする市の独自のこういった事業というのは考えるべきだと、私、思うんですが、今回の事業を考える上で直接支援、農家さんを守るという、先ほども県内一の畜農産やお茶を守りたいということが趣旨ですので、直接農家さんを支えるような事業というのは部内で考えているのか、また今後そういった支援策を打ち出していく予定があるのかどうか、そこをお伺いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 直接支援にならないとは考えてないわけでありまして、今現在、

ことし価格的にも、それから取引の量にも影響が出ているわけですが、さあここでも来年、またこの同じような繰り返しになったときに、いよいよ廃業だと今、追い込まれているような状況であります。それを食い止めるために、今回やるわけでありますので、これが間接なのか直接なのかというところと直接支援のように私は考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 直接とか間接と言うんですが、私、両方やればいいと思っているんです。こういった問屋の大変さも、今、分かりましたし、そこもやりながらも、今、農業者の基本の人たちというのは高齢者が多いという、跡を継ぐ人がいないということで、今回そういった中でコロナがこういう影響を与えているということですので、やはり直接的な農家さんへの収益の補助をしながら、こういった今回みたいなお茶や和牛の支援もしていく、両方やっていくべきだと思っていますので、やはりそこを考えていただきたいと思います。

そういった考え方は、あるのかどうか伺います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 すみません。繰り返しになりますけれども、そういった現金的な給付につきましては、国が用意しております持続化給付金等の活用、それと経営継続補助金というのもありますので、そういったほうで支援していければなと思っています。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、ちょっと冷たいなど、農家さんから見ると思われると思うんですよ。やはり、今現場で頑張っていたいただいているのは、ほんとに高齢者の農家さんでありますので、今後の自給率をどうするのか、ただでさえも日本の自給率39%以下でほんとに少ない中で、これは安全保障にもつながるような1次農業の方々を頑張ってこれから支援していくということが大事だと思いますの

で、やっぱりそういう意味では国、県だけでは賄い切れないところは新城市が農家さんを支えていくということが大事だということをつけ加えていただきたいと思います。

なぜ、和牛と今回お茶だけなのかということと、ここで聞いてはいたんですが、今、私は農家さんに聞くと、生花を作っている方、ガーベラだとか菊を作っている方の農家さんも、非常に大打撃を受けているということで、そういった生花を作っている農家さんに対しても、花を買ったりだとかそういったことはやるという支援策があるのかどうか、伺いたいと思います。

これは、田原市でもそういった直接農家さんへの買うという独自支援策がありますので、田原市みたいに直接農家さんへの支援策、考えがあるのかどうか、また今後考えていくかどうか、そういった温かい支援を考えているかどうかお聞きします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 花につきましては、例えば今、お話のありました田原市とか豊川市、あちらのほうは主に切り花が産地となっております。今回、県内でも打撃を受けておりますのは切り花が一番打撃を受けているということではありますが、新城市内については切り花はこれから小菊が少し出てまいりますけれども、主に鉢花になります。鉢花は豊川市、田原市のような打撃は受けてはいないわけですが、ただ先ほども申し上げましたが県の事業を使って、これは県単独でやっておりますが、JAさんが農家から花を買い上げましてそれを学校とか、病院とか、そういった公共施設で展示するというのを、今ちょうどやっている最中でありまして。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了いたします。

~~~~~

この際、再開を4時20分とし休憩をいたします。

休 憩 午後4時10分

再 開 午後4時20分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、7の1の2商工振興費、地域経済活性化事業、15ページです。

プレミアム付商品券の対象と内容、発行方法についてですが、これも歳入のところで浅尾委員の御答弁で答えていただきましたので、再質疑から行きたいと思います。

発行の仕方についてなんですが、先ほど浅尾委員が「行けない人はどのように対応するのか」ということでした。私もここを質疑しようと思っていたんですよ。例えば、施設に入所している人への対応はどうするのか等々お聞きしようとしたんですが、先ほど「担当と調整をしながら考えていく」というようなお答えだったんですが、今までのプレミアム付商品券の発行時も同じように対処していなかったのかどうか、この機にしっかりとそういった方々への対処も考えておく必要があると思うんですがいかがでしょうかというのを1つお聞きしたいと思います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 商品券を引換えに行けないというような方につきましては、今まで、今回特に施設とかに入所されてみえたりされる方、御家族の方に代理で引換え購入をしていただくように考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 御家族の方がいらっしゃる方はいいんですけど、例えば独り暮らし、二人暮らしだし、もうないわ、なかなか遠くへ行けないわというような方に対してはどのような方法を考えてみえるのか、もしくは今までやっていたのか、お願いします。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 独り暮らしの方、先ほども言いましたが、施設に入所されている方で独り暮らしの方につきましては、その施設の代表の方に代理で購入をしていただくという形で考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 施設の方に代表して購入していただくということでしたが、例えば独り暮らしの方はどのように考えてみえますか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 独り暮らしの方の購入方法については、今後検討してまいりたいと思います。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 今後検討していただけるということでしたが、ということは、今までプレミアム付商品券はある意味独り暮らしで健康上の問題がある方はそのまま受け取りに行けなくて、買いにも行けなくて、そのままになってしまっていたことがあり得るということだと思いますので、早急にこれはどうにかしていただきたいと思います。

次の再質疑に行きます。

この事業というのは、地域経済活性化事業ということなんですが、時代の流れとか、あとコロナ対策って、例えばネットで商品を購入するときに使用可能かということを開きたいんですね。もうちょっと具体的に言いますと、市内の業者が通販で販売する商品を、例えば私が買うとします。そうすると、商品と一緒に振込書が送られてくるんですね。その振込書をもってコンビニで支払いするときに、

それが使えるのかどうかということをお聞きます。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 取扱店に関しましては、業種は問いませんが、想定しておるのは基本的には店舗で購入したものに対して、商品券で支払うという形を想定しています。

ですので、振込書については現在のところ使用はできないと考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 商工振興費の15ページ、公共交通確保維持支援事業213万4千円の内容及び路線バスやタクシー会社の新型コロナウイルス感染症の影響についてお尋ねをします。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 公共交通確保維持支援事業は、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、経営面で大きな影響を受けている公共交通事業者を東三河の各市町が一体となって支援し、地域公共交通の運行維持を図ろうとするものでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、本年4月10日に愛知県独自の緊急事態宣言が発令され、4月16日には国の緊急事態宣言が全都道府県を対象に発令されるなど、全国的に不要不急の外出自粛や人の移動の最小化が強く求められ、さらには学校も休校措置が続いたことから、路線バスやタクシーの利用者が大幅に減少しており、事業者の経営環境はかなり厳しいと伺っております。

このため、複数の自治体をまたいで運行している事業者には、東三河地域公共交通活性化協議会を通じて支援を行うこととしまして、本市の場合には豊鉄バス株式会社が対象となりますので、負担金として13万4千円を計上させていただきます。

また、新城市内のみを営業区域とする法人タクシー事業者には、本市単独の支援といた

しまして、国の持続化給付金を受給することを条件に、当該給付金と同じく200万円を上限とした補助金を計上させていただきました。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。この資料に基づいて今、見ておりますけれども。この新城市の負担金、公共交通のバスの関係でありますけど、6.7%という負担割合というのは、どういうふうに決まっておられるのか、東三河全体で協議をされておられるということではありますが、まずそこを確認したいと思います。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 これは、先ほど豊鉄バスのバスロケーションシステムの時にも同じような御説明をいたしました。公共交通の走行距離、それから平成27年の国勢調査人口の割合、それを50%ずつといたしまして、豊橋、豊川、田原、新城、設楽町の中で負担割合ということで、その中の新城市の割合が6.7%ということでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

あと、このタクシーのほうですけど、法人タクシーということになっています。個人の場合については取扱いどういふふうになっているんですか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 今回は法人のタクシー事業者さんが非常に大きな影響を受けておるということで、法人タクシー事業者を対象にさせていただきます。個人タクシーでいいますと、豊橋市あたりには結構個人タクシー事業者さんがいらっしゃるんですが、豊橋市の場合も個人タクシーには、影響はないわけではございませんが、法人タクシー事業者ほどの影響は出ていないということで今回の自治体の支援としては、法人タクシー事業者にしようということ東三河の地域公共交通協議会のほうで話し合った結果、法人

タクシー事業者さんに対象を絞らせていただいたということでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続けてやります。

商工振興費の新型コロナウイルス対策事業の15ページのところで、地域経済活性化事業についてでございます。

これについて、逆に対象となるお買物をするに当たってのお店の関係であります。これについては、制限なく対象としてその辺の対象としてよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 取扱い店舗につきましては、今現在商工会で実施しております。一じゃん券の取扱い店舗を基本に考えておりまして、新たに今回追加で募集をしたいと考えております。業種は特に問いませんので、多くの店舗の方が申込みをしていただきたいと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 1問目、飛ばしちゃってすいません。1問目については資料を頂いたものですから、理解できましたということから再質疑の中に入っていました。

今、募集をするということでお聞きしましたけれども、この募集においてどういうふうに募集をされるのかなど。個人経営でされている方、商工会に入っていない方、その辺の取扱い、どういうふうに接点を設けてどのようにPRされていくのか、ちょっとその辺が不安に思っているんですけどもいかがでしょうかね。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 募集につきましては、個人のお店の方ももちろん対象になります。商工会のほうで会報とかで募集を、新聞折り込みで配布されますので、商工会の会報、それから広報ほのかとか、また防災無線を使いまして募集をかけたいと思っております。

募集につきましては、商工会のほうで募集

登録をしていただくように考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 せんだっての5月の臨時会の時でしたか、山口委員からも質疑の中でありましたが、商工会の皆さんは組織上のできちゃんと整理されて分かるんですけども、やはり個人事業主の皆様方というのはその辺の把握の仕方も含めて、どういうふうにしたらいいか。商工会を通すよりも直接役所のほうを通してやっていきたい。特に、協力金の関係、自粛の要請があったときにも、そんな声たくさん聞いたんですよ。

ですから、その辺もう少し窓口を違う捉え方をさせていただいても結構じゃないのかなど。決して、商工会拒否とかそういう意味合いで言っているんじゃないですけども。この市内には、やはり当然個人事業主として、個人経営としてやっていらっしゃる方々、多々お見えになるものですから、そういう方を対象にして募集をかけるのであれば、そういうことも必要ではないかなどこんな思いがするものですから、もう一回確認したいと思います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 募集の窓口につきましては、商工会で行うように今、考えております。例えば、市のほうに申込みをしていただくということになると、また商工会と市で連絡を取り合うということになりまして、トラブルとか不備も発生する可能性もありますので、商工会に申込みをいただくと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 私が言っているのは、そのところをもう少し配慮できないかということですが、特に自粛要請の協力申請をされる方々の中にもやはりそういう方お見えになったものですから、もうちょっとこれ何かいい方法がないのかなどと思って、今発言させていただいておりますけれども、いかがでしょうかね、もう一回。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 そういった方も見えるということで、一つ検討をさせていただきたいと思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、7の1の2商工振興費の公共交通確保維持支援事業ということで、前の委員さんの質疑で大体の概要分かりましたので、再質疑から入りたいと思いますけども、負担金は先ほどのバスロケーションと同じように5の市町でそれぞれの路線距離と人口によって負担しているからという負担率で分かりました。

タクシーのほうも、200万円というのがあるというあれか分からないですけども、持続化給付金と同額ということなんですけど。

市内のタクシー会社は1社で、保有台数も少ないというか限られている小規模な公共交通事業者と言っている。その200万円と、豊鉄バスのようにたくさんの車両と従業員を抱え、かつ東三河に路線部をめぐらせている事業者の200万円と、いいのかなって思っちゃったんですけども。

それぞれ、持続化給付金ももらえるわけですよ、国のほうの、ダブっても。そうすると、両方もらったとして、豊鉄バスは400万円、市内のタクシー事業者は400万円、余りにも事業規模が違うんだけど金額的に一緒でいいのかなって思っちゃったんですけど、その辺についてはいいのかなというのが疑問なんですけど。それで目的とする運賃収入の減少を支援に値するのかなってというのが逆に、タクシー会社に400万円入れればかなり支援になると思うんですけど、豊鉄バスで400万円ですべての規模から考えて本当に支援になるのかなってというのが疑問ですけどもいかがでしょうか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 事業所の規模がかなり違うものですから、多分そういった御質問だったかと思いますが、豊鉄バスさんの場合にはかなり規模が大きいものですから、その200万円の支援が果たして十分かと言われると多分そうではないかも分かりませんが、これは東三河の自治体として支援の気持ちを形に表すという形でやらせていただいたものです。

一方、市内のタクシー事業者さんにつきましては、タクシーの保有台数としても10台に満たない保有台数の事業者さんであります。市内唯一ということで、もしこの市内唯一の事業者さんがこのコロナの影響で経営が継続できないような事態になりますと、それこそ市内の市民の皆さん、非常に大きな影響があるものと思いますので、何とかこの事業者さんは市としてしっかりお守りをしていきたいという形を取りたいということで今回の予算化に至ったということでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 タクシー会社については、それでよしとしますけれども、豊鉄バスでその辺が甚だ疑問ですけど、バス会社については既に国や県からかなりの補助金が入っているんですけども、今回の持続化給付金と東三河で分担して出す200万円と、例えばタクシー会社は持続化給付金と今回の市独自の補助金で200万円という金額以外に、国や県の、通常例年もらっている補助金以外でコロナに関連して特別な補助金とかそういった事業者を救済する支援策というものはあるのか、ないのか。

要するに、国、県の補助金の、特にタクシーじゃなくて豊鉄バスのほうですよ、かなり売上げ、当然落ちているし、通常の補助金だけでは賄い切れない分も発生している。そういった部分についてはどういった制度があるのか、ないのか。それは全くないのか、その辺だけ確認します。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 国や県のコロナ対策への支援事業としてどういったものがあるかというのは、全容まだ資料ないものですから、把握し切れておりませんが、もちろん市が支援する際にも当然国や県のいろんな支援策を踏まえて、そこでもし不足が生じるようなものがあれば市独自の支援策を考えていきたいと思っておりますので、その辺は今後のコロナの影響がどういうふうになっていくか分かりませんが、その状況を見極めながら今後考えていきたいと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後に1点確認しますけど、そもそもこの公共交通としてのバス会社、あるいはタクシー会社への補助というのは、政策の発生源はどこだったんでしょうか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 これは東三河地域の公共交通の担当課長が集まっております公共交通の協議会がございますので、そちらで話し合っただけで予算化に向かって動いたということでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次の商工振興費、地域経済活性化事業について質疑いたします。

まずこのプレミアム付商品券の事業決定に至る経緯をお伺いします。

2点目です。期待される経済効果をお伺いします。

3点目ですけど、これまでのプレミアム付商品券発行事業、何回か行われておりますけども、それぞれいろいろ課題や反省点があったと思うんですけども、今回は新たな形になっていますし、プレミアム率もかなりよくなっていますけども、そういったことを当然考慮した事業となっているか、確認したいと思えます。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 それでは、1点目

の事業決定に至る経緯ということですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が発令されまして、外出自粛、休業要請などにより飲食業、宿泊業、小売業など多くの事業者の皆様が売上げが減少するなど大きな影響を受けております。また、学校の休校により子育て世帯では想定外の出費で負担が増えております。

こうした状況を踏まえ、市内での消費喚起を目的に事業者及び子育て世帯への支援策として、市内で使用できるプレミアム率の高い商品券を発行することで購買意欲を高め、市内で生活物資等を購入することにより、経済循環が生まれ、市内事業者の売上げの増加につながる仕組みが必要と考えまして、補正予算に上げさせていただいたものです。

2点目の期待される経済効果ということですが、対象の全世帯の方が5千円で1万円分の商品券を購入、また、子育てされる全世帯が商品券に引き換えていただき、全て使用していただいたとすると2億1,000万円ほどのお金が市内を循環することになります。それに合わせて追加の消費も見込まれますので、それ以上の経済効果が期待されます。

3点目のプレミアム付商品券発行事業の課題や反省点を考慮した事業となっているかということですが、昨年度実施しましたプレミアム付商品券事業は、消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることが目的ということで購入対象者が限定されておりました。結果的には全対象者に対して購入を希望される申請者の割合が非常に低いという状況でありました。

また、平成27年度に実施した事業の反省としまして、商品券の販売数が限定されておりましたので、販売箇所も限られていたため、並ばないと購入できないという状況でありました。

今回につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により事業者の売上減少や市民生

活においても大きな影響が生じておりますので、幅広い支援が必要であるということから、商品券の販売は全世帯が購入できるようにして、限定ということにはしておりません。

また、発行方法につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策として、購入の際の行列など密の状況を防ぐため、購入券・引換券を市内の農協の本支店、または郵便局の最寄りの窓口にご持参いただきまして、購入・引換をしていただくと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 経緯についてはよしとしますけれども、期待される経済効果ということで、これまでの商品券のどこで使用されたかというのは当然検証されていると思うんですけど、やはり大型店とか特定の店舗に限られてしまって、なかなか今言われたような市内の小売店、あるいは飲食店等までこのプレミアムが使われなかったというような過去の検証があると思うんですけど、その辺についてはどういった、同じような傾向が私は続くと思うんですけども、対策とか何か手法改善等々はどういうようなことをお考えでしょうか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 大型店に集中してしまわないかというようなことですが、取扱い店につきましては、できる限り多くの店舗に取扱いをしていただけるようにしていただきまして、市民の皆様が使用する店舗に関しては、生活に関係することですのでそれぞれが選択していただくということになるかとは思いますが。

市内の消費喚起を目的としておりますので、個人のお店も含めて多くのお店で使用していただければと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 なるべく多くの店で取扱うということで、資料だといーじゃん券の取扱い店、285事業所っていうのがあるんですけど、これで全てではないと思いますし、なか

なか難しいのかなと思うんですけども、いずれにしても5千円で1万円なので50%の率だとかなりお得な券だと思いますし、市内の商品、商店で買っていけば、この券だけ使って買物して、当然おつりは出ないと思いますのでそれ以上の買物をしていただければプラスアルファの効果があると。ぜひ、市内の雑貨屋さんもありますので、市内の雑貨屋さんでも必要なものを買っていただければと思います。それはさておきまして。

プレミアム付商品券、去年もやっているんですけど、これもまだ換金されていないというか、使ってないというか受け取らなかったというような率が先ほど低いと言われたんですけど、それはどういった理由でそういうふうな状況になったのか、今回はかなりプレミアム率がいいものですから、皆さん行くかと思うんですけど、そういうふうにはならないと思われましても、その辺は前回の反省点というか前回、去年のプレミアムの反省で効果が低かったというのはどういうふうに捉えていますでしょうか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 前回、去年のプレミアム付商品券については、対象の方が非課税の方と子育て世帯ということで、やはり購入をしなければいけないということで、なかなかそこまで、2万円で2万5千円分なんですが、5回に分けて購入できるんですが、なかなか全部購入されなかったという方が見えましたので、今回につきましては対象者の方は全世帯にさせていただいたものですから、またプレミアム率も5千円で1万円分の商品券が買えるということで高く設定させていただいたので、多くの方に購入していただけるように考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひ、交換に行ける人と、先ほど小野田委員からも質問があったように、交換に行けない人へのフォロー、それからこ

ういう人はいないと思うんですけど、わざわざ5千円がない人というのはいないと思うんですけど、そこまでは考えなくていいのかもしれないけれども、そういった全世帯を対象にした以上、漏れなくということ、今回は全世帯対象ですので、平等性は担保されていますけど、前は早く並んだ者勝ちみたいな、それで後ろへ回って何回も並んだって。特定の人だけに税の恩恵が行き渡ったというところでもない制度だと、私は前回は質問したんですけど、その反省点が生かされているという分では十分評価しますので、ぜひ漏れなく行き渡るようなことをフォローしていただきたいと思っておりますけど、それはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 全世帯の方に、なるべく購入していただいて、PRのほうもいろんな形でさせていただきまして、市内の事業所で消費をしていただくということで、ぜひ皆さんに御購入を頂ければと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

7の1の2商工振興費、公共交通確保維持支援事業であります。内容を伺うとしましたが、前の委員の質疑で分かりましたので、1点だけ再質疑させていただきます。

内容は分かったんですが、ただ全国の支援策を見ますと、タクシーの支援について様々な支援策がされているんですが、やはりこういう形で直接お金を支援するという形もいいのかと思っておりますが、タクシーを利用していくという方向の支援策もありまして、そういった中で、例えば物を運ぶために市内のタクシーを使わせてもらって物を運んでもらうとか、そういったことも色々やられています。

そういった中で、いいなと思ったのが妊婦

さんの方に通院してもらうときにタクシーチケットを渡すというような支援をされている事業者がありましたけど、部内会議でそういった支援策も考えて話し合ったのかどうか、また今後そういったタクシーを使っていくという仕事を作っていくというような方向性も今後支援策として考えていく予定はあるのかどうか、そこら辺の検討等聞きたいと思っております。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 今回は、法人タクシー事業者さんに国の持続化給付金と同じく上限200万円としたお金としての支援を計上させていただいておりますが、タクシー事業者さんへの支援といたしますのは、今、浅尾委員がおっしゃいましたようにいろんな形が考えられると思います。

今回はこういう形で計上させていただいておりますが、今後また何らかの支援が必要だということであれば検討の1つのものとして考えていきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。今後、検討をしていただければと思います。

次の地域経済活性化事業の質疑に入りたいと思っております。

主な内容、またどのぐらいの規模を見込んでいるかという質疑ですが、これもほかの委員の質疑で理解できましたので再質疑をさせていただきます。

まず、独り暮らし等で1人で行けないときにどうするんだということで、小野田委員の質疑で今後検討するというところで理解をいたしました。

その中で、1つお聞きしていきたいのが、まずこのプレミアム付商品券の期限というのはいく月から何日とか決まっているんでしょうか、伺いたいと思っております。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 プレミアム付商品

券の使用期限なんですけど、まず購入・引換えが8月上旬から10月末までと、今、考えておるところで、使用期限につきましては令和3年2月末を考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。購入は8月上旬から10月末までということで、使用については令和3年の2月後半ぐらいですということと理解をいたしました。

こういった期限があるものですので、そういった形で買いたいけど買いに行けないとか、独り暮らしで行きたいけど家族だとかはもう市外とか県外に行っちゃっててなかなか家にこのために帰ってくれとか言えないような家族もたくさんいるかと思っておりますので、そういった対応策を1人でも取りこぼしがらないような対応策をしっかりとやっていただきたいと切に願っておりますので、対応をよろしく願います。

あとは、そういう中で、5千円とかすぐ出せない困窮者の世帯とかっていう人もいるかと思うんですが、そういった中ですぐに出せない方に対しては、どういうふうには市は思っているのかというのをお聞きしたいと思います。

○村田康助委員長 浅尾委員、出せれるというのはどういう意味ですか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 すぐに5千円の手持ちの資金があって、こういった対処ができるという人ばかりではないという想定で質問させてもらっているんですが、もしもそういう困窮者に対しての支援策という形で市は検討の中で、そういったことも想定されているのか。そういった人たちに対してはほかの支援策というところも考えているのかどうか、そういったのがあったかどうか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 なかなかお金を出せないという方につきましては、現在定額給

付金の給付もされておるかと思っておりますので、そういった給付金も活用していただきまして商品券を購入いただきまして、市内の消費につなげていただきたいと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 10の2の3学校施設整備費、小学校校内通信ネットワーク整備事業、17ページです。

整備台数とパソコン端末の機能について、お伺いします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 整備台数につきましては児童、教員分を合わせまして2,377台を整備する予定です。

端末の機能につきましては、タブレット型のパソコンで、キーボード、タッチパネルの操作が可能であるものとしまして、画面サイズは10インチから13インチ、インカメラ及びアウトカメラ機能を搭載したWi-Fiモデルを考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 整備台数が2,377台ということなんですけど、これいつから購入予定なんですか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 購入のスケジュールでございますが、現在この購入につきまして愛知県で共同調達を実施する予定でございますので、現在そちらのほうに参加する予定で計画をしております。

スケジュール的にはこの7月に各市町村の6月補正等でお認めいただいたところにつき

ましては、7月中旬に愛知県のほうで公告を出しまして、企画提案型の方式で公告をかける予定でございます。その後、8月になりまして審査を行いまして事業者を決定しまして以降に各自治体ごとで契約する運びとなります。そうしますと、恐らく8月中旬から9月というところで実際にはそれ以降の納入となる予定でございます。

現在の共同調達の仕様では、今年度末までの納入ということで仕様書を調整している状況でございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、最悪今年度末、3月ぐらいに納入されてくる予定で新年度から使えると考えてよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 現在、3月補正でお認めいただきまして実施しております校内LANの整備も現在設計を行って、今年度中の整備を目指しております。

それに合わせますので、今年度中に端末も整備しまして来年度には学校内で校内LANを使った端末の授業が行えると、最長でもそうなるを目指しております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 予算なんですけど、これは賃借料という形ということはリースで借りるということでよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 委員のおっしゃるとおり賃借料ですのでリースで、10月から6か月分のリース料として計上させていただいております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、半年分ということですね。分かれば結構なんですけど、1年間で1台当たり大体幾らぐらいのリース料になるのか、分かれば教えてください。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 あくまでも予算上の積算でのお話になりますが、リースにしますと純粹にした場合は1台当たり年間で2万円の経費になります。ただし、国の補助が児童生徒数の3分の2につきましては、1台当たり上限で4万5千円の今回補助が出ますので、それをしますと4万5千円の補助があった場合につきましては1年当たりで1台当たり約1万1,200円程度、補助がない場合は先ほど言ったように2万円程度という積算で計上しております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 このリースということで、今、上げられている予算というのは、故障とか紛失に備えた保険料というものを込みということになりますでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 今回予算でお願いしている積算の中には、故障・盗難等も含めました保障保険料も含まれた予算の計上となっております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 先ほど、県での共同調達ということなんですが、企画提案型方式ということです。これは、タブレット、キーボード、いわゆるiPadと考えてよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 積算をしたものにつきましては、iPadの想定で計上させていただきます。

現在、機種につきましては共同調達におきましても3つの種類がございます。Windows、Chromebook、iPadの3つの種類で共同調達3つともやるという予定になっております。今回、学校のほうで端末の希望調査とかいろいろ検討を行いました。その中で、学校側としましては軽量で持ち運びがしやすいもの、あと機動が早くてすぐに

使えるもの、操作がしやすいもの、あと様々な御意見を頂きまして総合的に使っていただけのもので、というところでiPadが一番よいと考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ありがとうございます。県の共同調達ということなんですけど、これ市で単独で調達するということは可能なんではなかね。県の共同調達でないとお金が頂けないとかそういうことがあるのかどうか、教えてください。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 県の共同調達に乗る、乗らない関係なく、4万5千円、児童生徒分3分の2の補助については受けられます。

今回、共同調達に乗るとするのは、まず国が共同調達につきまして推奨しているということもあるわけなんですけど、県の中で大量購入をする場合は、業者も大きくなりますのでメーカーとつながりも大きくなったりするということで、まとまった台数がすぐに確保できるという期待もございます。

また、たくさんを一手に契約しますと、企画型でございますのである程度有利なもの、企画提案が出てくるものと想定しておりますので、そちらのほうを活用していきたいと考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員に申し上げます。発言通告書に書いてある趣旨に従って質疑してください。ちょっとずれておりますので。

○小野田直美委員 はい、すいません。ということは、話を続けようと思ったんですけどここで終わります。

続いて、10の3の3学校施設整備費、中学校校内通信ネットワーク整備事業、19ページです。

整備台数とパソコン端末の機能について、お願いします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 整備台数につきましては生徒、教員分を合わせまして1,268台を整備する予定でございます。

機能につきましては、小学校の端末と同様の内容となっております。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款2項1目でありますが学校管理費、小学校管理事業、資料17ページであります。

概要書に、実はフェンスの取替えと施設修繕料増加となっておりますが、17ページを見ますとただの修繕料と工事請負費とあったので、どの部分がどうなのかははっきりしていませんのでお伺いをするわけでありまして。

質疑は舟着小学校のフェンス工事の増となっている、一部抜けているわけでありまして、フェンスの工事と請負工事の増ということで御理解願いたいと思います。

その増加の原因、そして修繕料の内訳、工事請負費の詳細と工事の期間、これについてお伺いします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 舟着小学校のフェンス取替え工事につきましては、学校南側の県道沿いに設置されています防球フェンスが、4月5日の強風により支柱の一部を破損しました。全体を調査したところ、経年による鉄製支柱部分の劣化が進んでいることから、フェンス全体の取替えが必要と判断し、工事費について補正予算をお願いするものでございます。

また、修繕料につきましては、例年、緊急修繕の必要が生じた場合に備えまして一定程度の修繕料を確保しています。今年度に入りまして、校舎のひさしや外壁の補修、トイレの修繕等を行う必要があり、予算執行を行いました。今回の補正は、今後の緊急修繕に備えるための増額補正をお願いするものでござ

います。

2点目の修繕料の内訳でございますが、学校施設におきまして、今後における緊急修繕対応の費用として計上をさせていただいております。

3点目の工事請負費の詳細と工事期間でございますが、舟着小学校フェンス取替え工事の内容につきましては、既存ネットフェンスの撤去を行い、高さ5メートル、延長50メートルのネットフェンスを設置するものです。

工事費の詳細につきましては、既設フェンスの撤去工事、基礎工事、支柱設置、防球ネット張、諸経費等となります。

工事期間につきましては、60日間程度が必要と考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 続いてまいります。

文化振興費、地域文化広場管理事業であります。

屋上の防水改修工事になっていることからお伺いをしたいと思います。

1点目、屋外防水施設の劣化状況。

そして2点目、ここは屋根貸しをやっておりますので、太陽光発電設備と防水劣化との関連性があるのかないのか。

3点目、工事請負費の詳細と工事期間。

以上、3点であります。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 それでは、3点御質疑いただいておりますので順次お答えいたします。

まず、1点目の劣化状況でございますが、今回、雨漏りが確認されました陸屋根部分の防水シートにつきましては、経年劣化によるひび割れが、雨漏りをした天井の直上のほか、屋根のシート全体の複数の箇所で見られる状況でございました。

2点目の太陽光発電との関連性でございますが、今回の防水改修工事箇所につきましては、大ホールのある建物の2階東端の陸屋根

部分でありますので、太陽光発電設備が設置してあります大ホールの大屋根箇所とは関連はございません。

3点目、工事の詳細と期間でございますが、工事費といたしまして、主には、屋上の塗膜防水や建物内の雨漏り箇所の天井板の張替え、また、これらの施工のための足場の設置と撤去にかかる経費を計上しております。

工事期間につきましては、60日間を予定しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 まずお聞きします。

塗膜防水というのは、何年ぐらいつつのか、要するに耐用年数でありますか、お伺いします。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 おおむね10年と承知しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 実は、この文化会館の屋根が防水工事をしたという、過去にありますか、それは何年に施工したものでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 過去10年の記録を確認いたしましたところ、施設の一部において雨漏りが発生して改修工事を行ったのは、平成22年と平成29年に記録がございました。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 実は、1,600万円の費用をかけて防水工事をしたという記録が実はあるわけですが、今、おっしゃられたように平成27年に実施をしたのであるならば、平成年度で恐縮なんです、37年まで、2年引きますとあれですが、まではいいであろうということでもあります。

ところが、平成27年の頃にやったものはまだ4年とちょっと、まだ5年弱でしたところが漏れたという理解をしてもよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 過去に防水工事を施工した場所と今回の雨漏りが発生した場所とは場所が違います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 屋根の面積がかなりあるわけでありますのであれですし、ああいった構築物は先ほど課長がおっしゃられたように、漏れている天井部分であるからその真上だとかいうのは絶対限らない。全く違うほうから雨が差し込んできて、そして今回天井の板を変える16平米分のところに差し込んでくるというような状況もあるわけでありますので、本来であれば前回1,600万円の資金を投下してやったときに、ある程度のことは分かったのではないかということでありますし、それが10年過ぎていけば、今おっしゃられたように防水の効果も落ちるといふことなんです、まだまだ5年たっていない、そういった時期の中で漏れる。

そして、場所が違うということなんです、当然工事屋さんはいったことを含めてやるときに、「今ここをやりますがこの部分も少し危ないですね。だから、この部分は先にやっておいたほうが安全ですね」ということを言うべきだと思いますし、ちなみに平成27年度に実施をした1,600万円の仕事と、今回の700万円の仕事は同じ業者さんということで理解をしてもよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 手元に資料がありませんのでそこははっきりいたしません。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 やはり、塗るという仕事、かなり技術が要る部分でもありますし、それに対応する塗料等々もかなりいいものを使わなくてはいけないということでもありますので、そういった意味で、4年ちょっと前に発見ができるべき部分ができなかったということになると、また今後も今回は次だよ、次だよということで続いていきますので、この前回の

4年ちょっと前の経過、経緯、そして今回の雨漏りの箇所、防水をする部分を含めて次の防水が完璧になるような手だてを講じていただければと思いますが、その点についてお伺いします。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 文化会館につきましては、昭和62年3月の完成から既に30年以上経過しておるといふところでございます。設備等につきましても、耐用年数であったり劣化の状況を見ながらこれまで、委員御指摘のとおり改修工事や修繕を実施してまいりました。今後も、市民文化の向上の拠点としての役割は維持していきたいと考えておりますので、施設利用者の安全性、利便性を考えた上で長寿命化に向けて、計画的な修繕・改修を行ってまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、10款2項3目学校施設整備費、小学校校内通信ネットワーク整備事業、17ページです。

(1) につきましては、先ほどの答弁で理解させていただきましたので質疑を取下げさせていただきます。

(2) 全国的な学校へのパソコン導入に伴う端末の供給不足の可能性は。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 新型コロナウイルスの感染拡大により世界的な生産とか供給の影響や、全国的に整備が進められるという状況でございますので、端末の供給不足が心配されるところでございます。

本市としましては、愛知県の共同調達に参加することによりまして、調達の情報共有や、大規模な調達による有利性を生かしまして、今年度中の整備を目標に進めてまいります。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 先ほどの答弁の中でも i P

a dができれば希望だというようなお話もございました。iPadについては、御存じのとおり中国が主な生産の拠点となっている中で新型コロナウイルスの影響でただでさえ入手が困難という状況の中で、GIGAスクール構想等踏まえ、県内だけでも多分数十万台から下手したら百万台規模での共同調達となると思いますので、なかなか現実的には今年度末というのが難しいのかなと感じておりますが、そこについては県から何か現時点で情報等入っていますでしょうか。確認いたします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 特段調達の心配につきまして、県からお話を聞いていることはございません。また、国でもこの1人1台端末につきましては当初の予定では今年度につきましては小学校5年、6年、中学校1年という計画でおったものを、コロナウイルスの関係で1人1台全員を前倒しというような事業になっております。国も各メーカーには働きかけをしているとは聞いております。

それを踏まえまして、早急に発注をして早く整備を行いたいと考えております。

○村田康助委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、10の2の2教育振興費、就学援助事業についてお伺いします。

1問目の事業費算出根拠と給付基準については、頂いた資料で確認できましたので2問目から入りたいと思います。

基準は分かりました。それで、対象者も分かりました。対象者が5月1日現在で認定者数190人だけど多少の上積みで200人ということなんですけども、5月1日から現在まで大分月数がたっておりまして、コロナの関係で準要保護世帯というのが増加していると思うし、その辺は10人の余裕で大丈夫なのかなというのをまず確認したいと思います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 6月1日現在におきまして、準要保護世帯を確認いたしました。が小学校につきましては193人、中学校につきましては117人ということで予算上は確保されているというところでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 中学校はまた後ほど。

6月1日で193人ということですね、分かりました。

それから、1食当たり300円ということなんですけども、標準的な単価、小学校の場合300円だったでしょうか。もうちょっと、1週間当たりばらつきがあるんでしょうけど、平均すると300円なのか。小学校と、後ほど中学校で聞くつもりだったんですけど、小学校と中学校、体格も違うと思って単価も確か違ったと思ったんですけど、この小学校の300円というのは妥当な標準単価でしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 小学校費と中学校費の答弁が混ざってしましますが、小学校1食当たりの給食費としましては平均で251円、中学校1食当たりの給食が289円ということで、これを合わせまして300円という積算で補助をするとしております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 学校給食費相当額を支給するというスタンスからいうと、251円だけど300円にして支給するというのと、中学校は後ほど聞こうと思ったけどあと質疑やりですけど、中学校289円だけど300円に、何か小学校のほうが率がいいとかそういう算定の仕方でもいいのかなと思うんですけども。

補助の仕方、援助の仕方はちょっと切りのいい数字と言えいいかもしれませんけど、そういう考え方で整合性がとれるんですか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 給食費相当額ということでございますが、本来給食が停止して

おりまして家庭での食事となっておりますので、小中関わらず家庭での食事ということで一律同額とさせていただきます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 一律同額なら結構です。

それで、こういった形で支給すると、計算しますと小学校が1世帯当たり1万500円で中学校が1万200円ですか、これはこういった形で、保護者の口座へ振り込み、届を出してもらって口座を把握されているのなら既に保護世帯として把握している、そのまま申請していただければ把握するのか、もう既に保護世帯ということで把握している方たちには通知とお金をもうやるという支給の仕方でしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 準要保護の保護者の認定を既にしておりますので、申請と同時に振込口座等も頂きまして認定をしておりますので、これから手続をするというものはございません。

要保護、準要保護の要綱にしますと1学期分については8月支給となっておりますので、学用品やその他のものと合わせまして通知させていただいて、振込をさせていただくという段取りをさせていただきます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次へ行きます。

10の2の3の学校施設整備費で小学校校内通信ネットワーク整備事業、台数ですとか貸与基準等は資料で確認できました。仕様も分かりました。

あと1点、セキュリティ対策と期待される効果ということだけ確認したいと思います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 それでは、端末のセキュリティ対策につきましてですが、ソフト面におきましては、インターネットのアクセス、購入・ダウンロードを制限する機能を活用しまして、児童生徒が安全に利用でき

るようにしてまいります。ハード面につきましては、使用時以外については、各学校に設置する鍵付きの充電保管庫へ保管をいたします。

期待される効果につきましては、ICTを活用した学習によりまして、情報収集や発信などの情報手段の適切な活用をはじめ、プログラミング的思考の育成、情報モラルの必要性の理解、新学習指導要領において「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けられております情報活用能力の向上が期待されます。

また、児童生徒個々の学習状況を把握・共有できることで、個に応じた課題設定や学習を行うこともできると考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ブロック機能だとか、アクセス制限、ダウンロード制限という機能があるようですので、その辺はしっかりとセキュリティと。保護者が、保護者っていうのはね、最初からそういう設定になっていると理解をすればいいのかなと思うんです。

それと、この使用の仕方です屋外へ持っていくとか、学校外へ持ち出して使用するケースというのは当然考えられているのか、あるいは今回のコロナみたいに家庭学習のときに、家へ持って帰って当然使ってもらおうという場合のセキュリティ、先ほどは学校では鍵のかかるロッカーに保管する。じゃあ、家庭へ持ち帰ってもらった場合はどうするんだとかそういったときの対策というのはどのようにお考えでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 タブレット端末になった場合ですが、Wi-Fiが届かなくてもカメラ機能とか様々な機能がございしますので、グラウンドや屋外でも学習として活用は可能だと考えております。

そういう場合は、学校で活用して、学校へ返すということによろしいわけなんです、各家庭学習ということで学校からまた貸し出

すというところでございます。まだ、細かいところまでは明確にできておりませんが、貸出した端末は何かということを確認したり、保護者に何らかの書類を記入してもらうなど、対策をするということで、保護者の倫理、そちらの感覚を明確にすると同時に、先ほど小野田委員のときも答弁させていただきましたが、保険につきましては盗難についても対応できるような保障ということを考えておまして、第2波、第3波のときには一斉に端末が貸与できるような体制も視野に入れながらの整備を検討していきたいと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは次へ行きますけども、ダブっている部分もありますので、中学校の支給対象者、先ほどちょっと聞き漏らしてしまった、6月1日現在で何人だったでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 6月1日現在の中学校の認定者は117人です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 117人で予定が120人ということで3人分余裕があるということで理解しておきます。

それ以降は、小学校と同じですので省略します。

10の4の2の文化振興費の地域文化広場改修事業、いろいろ説明いただきました。

経年劣化による改修ということですが、経年の、要するに前回の施工のシート防水は何年前にやったのが何年たって経年したのかということを確認したいのと、先ほど耐用年数が10年だということですが、耐用年数とメーカーの補償期間、要するに何かトラブルがあったり、施工してすぐ雨漏り、瑕疵担保と補償期間というのがあると思うんですけど、その辺は今回の塗膜防水はどういう仕様になっているのでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 本件の雨漏りにつきましては、今まで工事施工した部分ではないと把握しておりますので、今回初めて雨漏りがあり対応するというところでございます。

それから、瑕疵担保と補償の関係でございますが、先ほど山口委員の質疑にも答弁しましたように、10年間の耐用年数があるということでございますが、通常工事の瑕疵担保ですと施工後から1年ということがありますので、その範囲内であれば施工業者との話合いの中で対応ができるかなと思うんですけども、それ以降の部分についてはまた施工者側との調整かなと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 前回漏れたところと違うということは新築当時から30数年たって劣化して漏れたという理解でいいのかなと思って、よう30何年ももったなと思っちゃったんですけど。本当にそうかな。それはまた一回確認しますけど。

あと、瑕疵担保1年というのは当然ですけど、防水に対してはメーカー補償が確かあったと思う。耐用が10年だったらメーカー補償が8年とか5年というような設定があると思うんですけども、それは耐用年数でない補償期間、責任施工した上で何かそういった雨漏りがあったり、不測があった場合にはメーカーが補償してくれるという基準があるんですけど、それは何年でしょうか。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 その辺の資料を持ち合わせておりませんので分かりません。すみません。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 また資料がありましたら、御報告ください。

終わります。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

~~~~~  
この際、再開を5時45分とし休憩とします。

休憩 午後5時37分

再開 午後5時45分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
次に、5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑させていただきます。

10の2の2教育振興費、新型コロナウイルス対策事業で就学援助事業についての内容を伺いましたが、この件については先ほどの質疑で分かりましたので取下げをお願いしたいと思います。

次の10の2の3小学校校内通信ネットワーク整備事業についても、1点目は内容を伺うとさせていただいて、あとは規模の概要、台数、形態、通信方法なども先ほどの質疑で分かりましたので理解をいたしました。

ここでは、再質疑でお伺いしたいのが、全部Wi-Fiの端末だということなのでそこが心配だったんですが、大丈夫かなということなんです。現場では、滝川委員も質疑で指摘されましたけど、やっぱりSIMで使うような外へ出たときにWi-Fiが届かないようなエリアでもこういった端末機、使う場面があるのではないかなと思うんですが、そこら辺現場の先生とか、あと学校の関係者の方々、Wi-Fiで全部いいよとなったのか、私自身は、ちょっと対応できるために何か一部はそういったSIMで使えるような携帯みたいな、単独で通信ができるようなiPadも用意しておいたほうがいいのかと思うんですが、そこら辺の議論はあったのかどうか伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 いわゆるSIMを

入れる携帯の通信ものということで、実は昨年度まだ3クラスに1台の端末整備という国の方針の議論におきましては、やはり校内LANを整備するよりも携帯電話通信を活用したほうがトータル的に維持管理、コストも安いのではないかという議論もございました。

その中で、そういう携帯端末、SIMカード等も検討してまいったところですが、最終的に1人1台端末、あとWi-Fi等の国の補助もございまして、総合的に判断しまして今のところはWi-Fiモデルで校内LANで行うということで最終的な結論として現在調整をしているところでございます。

当然、外で使えますので、現場としてはそういうものがあつたほうが校外学習やいろんなところに使えるということで希望等もございましたが、通信料がかかってくるので、その辺も考慮しまして現在のところはWi-Fiを進めるということで進めております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あともう1点、この使い道というかケースは、学校内だろうと想定を私も理解はするんですが、また再度、第2波、第3波のコロナの状況が来たときに、家庭内でもこのWi-FiのiPadなりを持って行って、通信教育等できるような形になっていくという使い道でも想定されてはいると思うんですが、このWi-Fiがある家庭だったらいいんですが、もしもこのインターネット環境がないような家庭にこれを渡しても、通信ができなければ意味がないという想定をするんですが、そういった状況になった場合は市としてはどういうふうな対応なり、考えなりを議論しているのか、対応をどう考えているのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 5月臨時議会の部長の答弁にありましたが、世帯数で大体6.6%の世帯が、至急の調査でございしますが、

Wi-Fiのものが無いということでございました。また、6月定例会の一般質問でも答弁させていただいたと思うんですが、ポータブルWi-Fiの貸出しにつきましても、今後どのような方向であるかということも踏まえまして、検討は進めてまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ポケットWi-Fiだとかそういった対応をするということで安心はしました。

ただ、今後のことだと100%これで運用がかっちり決まるということではないとは思いますが、今後リースも半年契約ということですので、現場の状況を見てそこら辺は柔軟に一部そういったSIMカードの方向でやるか、後はそういったポケットWi-Fiの安いものが結構あると思いますので、そういった対応で柔軟に今後携帯とか通信網を変えていくというような検討もしていくという余地を残しているのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 1人1台端末で大変大量な端末をこれから管理していくことで想定はしていくわけなんですけど、運用、管理、様々なところで出てくる課題もあるかと思っておりますので、それについてはしっかりと対応し、使いやすいICT環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ぜひ、そういう形で使いやすいようにしていただきたいと思っております。あつて、ただの箱というような形にならないようにということで柔軟に現場の子供たちとか先生の話聞いて、運用をしっかり調整していただきたいと思っておりますのでお願いします。

次の10の3の2就学援助の中学校のほうの質疑と、後は中学校の通信ネットワーク事業

については、先ほどの質疑とあと同じ繰り返しの質疑になりますので取下げでお願いしたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

それでは、総括の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、補正の3号の総括ということでお聞きします。

新型コロナウイルス感染症緊急対策関連事業についてということをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急対策関連事業に予備費を充当する場合について、その内容が議会審議を経ることなく充当されることについての判断基準と見解を伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 5月臨時会でお認めいただきました一般会計補正予算(第2号)に計上の新型コロナウイルス感染症対策予備費、2,000万円につきましては、5月臨時会での答弁のとおり、新型コロナウイルス感染症対策特別チームが、市内で発生している様々な状況を把握し、地域の実情に合わせた対策を機動的に実施するための財源としております。

そのため、この予備費の充用につきましては、新型コロナウイルス感染症対策特別チームが検討した対策が、今必要とされており、速やかに事業化する必要があるものかというところを判断基準としております。

また、予備費の使用につきましては、委員御指摘のとおり、議会の議決を必要とせず、市長の権限で行うことができるものですので、緊急的にやむを得ない場合のみの対応としておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症という前例のない緊急事態に鑑み、予見で

きないものであったため、特別な措置であるという認識をしております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 臨時議会からそう日がたっていないわけですが、速やかにということをやむを得ない支出であったということですが、今回の補正の3号でいろんな事業があって、特に資料でいただいた二重丸の事業は、それぞれ今、今予算委員会でそれぞれの事業について質疑して、政策の発生の経緯ですとか、根拠だとか費用だとか、あるいは期待される成果、効果というのをこういった議会で確認できるわけですが、予備費で使った事業の中にも「どうしてこんな政策が」て急に言われたのかな、いや予備でやらなくても補正でちゃんと皆さんに審議してもらったほうがいいんじゃないかって、昔の議案に戻ってしまうのが質疑としていいのかどうか分からないけど。

新城市の新学生を応援するための支援としてJ Aとコラボして5千円程度の・・・送って、これどういふところからこういう話になって、これどういふ効果があるのかなってよく分からない。もう少しその辺の説明をしっかりと、予備費を使う場合はやっぱり政策決定に至った経緯とか、効果を期待されることとかそういうことをしっかりフォローしていただかないと、何でもそれでは予備費を増やしておいてぼっぼこやったら楽だし、それではやっぱり通らないと思うんですね。

失業者の支援についてはいいと思うんですけど、アルバイト収入が減少した学生に支援ということで金額未定、金額未定でどうやって判断すればいいのか、アルバイト収入っていったって当然休業要請等で休業していた店舗、あるいはそういったところでアルバイトしていた学生がアルバイトなくなったっていうことは、それじゃどうやって算定するの、どうやって判断するの、金額どうするのっていうことになっちゃうと思うんですよ。

だから、そういうことを総合的に考えた場合に、予備費に充当していいのは、例えば既にある備品だとか、不足して予備で追加購入するとかそういったものならいいんだけど、これらそれらの事業もそれぞれ当初予算の中にある科目が、例えば千円で起こしてあってそこへ当てはめるとか、既存の事業の補助金だ、交付金だ、リース料だなんかの中へ当てはめて、無理矢理補正という形で増額補正という扱いをしているのかもしれないけど、やっぱりそこら辺もちゃんと議会でしっかり議論ができなければ、それだけの根拠をやっぱり議会側に説明責任があると思うんですよ。それをこの前回頂いた資料だけでは判断ができないんですよ、我々議会として。その辺について、見解をもう少し。

それと、今後予備費を使う場合の対応はどうするんだ、そういうことをちゃんとフォローしていただけるかどうかということを確認したいと思います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 前回の5月臨時会の私の御答弁の中で、「議会の議決を必要としないので予備費を充当した際は何らかの形で議会の皆様へお知らせしていきます」という御答弁をさせていただいております。

今回、こういった形で6月1日に委員の皆様は資料を配付させていただいているところなんですけれども、委員おっしゃるとおりやはり政策的なところがありますけれども、これをやっていく上ですぐにやっていく必要があったというところをもう少し委員の皆様に分かるような資料にする必要があったかと思っております。

しかし、今後まだ第2波とかそういったところが出た場合に、至急措置しなければならないというのは必ず出てくると思いますので、そういった際はちゅうちょなく予備費を使わせていただいて、詳細についてこういった資料等で御説明申し上げたいと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今後予備費を使う場合には、ぜひそうしていただいて、その政策についてもう少し期待される成果、効果も含めた、しっかりと報告していただかないと何でこんな事業が生まれて、何でやるのってなっちゃいます。

既に、予備費を使われている報告いただいた1,000万円弱についても再度これに補足する資料等があれば、追加していただきたいと思うんですけどその辺についてはいかがでしょう。

今後は当然そういう対応をしていただくということと、既にこの予備費を使った、計上した分については追加の説明をお願いしたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 このままですと、委員の皆様がどうなったかというのをお知りになる機会はあと決算のときにお知らせすることになってしまいますので、今後これまでの用途について正確な実績等がまだ出ている状態ではありませんので、そういった実績が出た段階で効果等も分かってくると思いますので、そういった資料をお配りできたらなと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どうも私の意図が伝わっていない。実績が出てからではなくて、当然これだけ計上したんだから、見込みがあるわけですよ、期待される。それは見込みと実績が違ってやむを得ない部分があるんでしょうけど、現時点でどういう見込みで、どういう効果を期待してこういった事業をやったという補足の資料をください。

今後やる場合は、それらも含めた資料を含めて報告してくださいという意味です。言ってる意味、分かりますよね。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 対策チーム等と検討し

て、出せるように努力したいと思います。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認め、総括の質疑を終了します。

以上で、第82号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第82号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第82号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第90号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 歳出2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費、資料が11ページであります。

ここで補正額27万8千円、その用途の要因というのは新城市議政務活動費返還住民請求住民訴訟の終了に伴う訴訟弁護委託料を払うよという補正であります。これ、裁判の結果で精算払いをする、終結と書いてありますので、それなのか。

そして、2点目、裁判訴訟の提起をされてから結審に至るまでの経緯、そして前年度に我々は着手金として支出を認めておりますのでその分を含めて当該が幾らになるのか、前年度着手金、そして今後は27万8千円を含め

て弁護士費用幾らなのか。

以上、3点お願いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 全体を含めた支出の内訳でございますが、昨年7月26日に専決をさせていただきました令和元年度新城市一般会計補正予算（第4号）におきまして、着手金ということで10万8千円支出しております。今回補正予算として計上させていただきました分、内訳としまして訴訟弁護委託料といたしまして報償金16万5千円、それから出廷の日当といたしまして4回分で8万8千円、交通費といたしまして4回分で1万4千円、書類送達用の切手代の実費といたしまして1万720円、合計で27万7,720円となります。

この訴訟に係る費用といたしまして、総額といたしまして38万5,720円となります。

○村田康助委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まず、私は7款1項2目の市の持続化給付金事業について伺いたいと思います。

こちらのほうは市独自の持続化給付金ということですが、これは市内の製造業と中小企業以下の事業者に限るといものなのでしょうか。あと、イメージするのが卸売業の方々だとか、後は個人事業者の方とかもここには入るのか、入らないのか、そこら辺の内容等伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 それでは、答えさせていただきます。

まず、製造業に限定をさせていただいておるわけなんです、そちらの理由につきましては、商業につきましては休業要請、時間短縮の協力金が支給されて支援策が講じられております。それから、先ほどのプレミアム付商品券事業についても商業、小売業を中心に支援という形になっております。

しかし、市内の全事業者の約4割が製造業であるということで、そのうちの約7割が中小企業、小規模事業者が占めておるところです。また、従業員の方も4割が製造業に従事しております。製造業につきましては、下請とか孫請の事業者が多く、商業やサービス業とは異なって新たな顧客や販路開拓が厳しいというような状況です。

こうしたことから、製造業については今後も影響が続くのではないかとということを経済とか、金融機関、事業者への聞き取りで伺っておりますので、1年が必要ということで製造業を対象とさせていただいたところですが、もちろん、個人の事業者の方についても、対象とはなりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 製造業のみの中の持続化給付金ということでびっくりしたんですが、やっぱり製造業だけではなくてほかの事業者、エステやっている方だとか、後はほかのいろいろな企業とか、あと個人の事業主たくさんあると思いますので、やはりそういった方々にも広げていただかないとコロナは全体的に広がるものですので、ぜひそういったことも考えていただきたいと切に思います。

あと、こちらのほうは国の持続化給付金と市の独自の持続化給付金、どう違うのかというのを聞かせてもらいたいのと、あとそのところで重複申請を避けるため、誓約書が必要だということになっておりますが、そこら辺の説明等を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 国の持続化給付金ということですが、一月の売上高が前年度比で50%以上減少している事業者が対象になります。市の今、上げさせていただいておる持続化給付金につきましては、50%、そこまでは減少はしていませんが、いろいろヒアリング等でそういう50%未満の減少をしている事業所というのが多いということも聞いてお

りますので、そういったことでこの市の持続化給付金を設けさせていただいたところでは、

重複につきましては、国の持続化給付金をもらっている事業者については、市の持続化給付金については重複申請を避けていただくということで誓約書を提出いただくというように考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 もう一回聞きますけど、じゃあ国の持続化給付金をもらっている50%以下の減になった製造業の方でもらった方については、この今回の市独自の持続化給付金には申請はできないということなんでしょうか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 そのとおりでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。国からもらっている人はこれは申請できないよということで理解をいたしました。

あと、私が思うには、やはり製造業だけと枠をやらずに、中には服屋さんを個人でされている方とか、そういった小さくても事業を立ち上げている方がいると思います。また、50%には満たないけど20%とか30%減があって、国には持続化給付金申請できなかったという事業者も中にはいらっしゃいますので、やっぱりそういったところも市の独自の持続化給付金という形で今回は製造業だけですけど、こちらのほうは20%から50%の間でということがありますので、服屋さんとかも今回あぶれたところも含めて、国の持続化給付金をもらえていないところも支援するというふうなことが絶対に僕は必要だと思いますが、こういった事業をつくる上でのプロセス過程でそういったことを話されているのか、また今後そういったものをつくっていくという検討段階があるのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 事業所や商工会、金融機関などに随時ヒアリングを行っておりまして、5月11日に新型コロナの特別チームを設置して市内の状況を調査、確認して施策を講じておるところでございますが、今後そうした支援が必要な業種については、必要に応じて検討していきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、そういった商工会の人たちとか、後はほかの現場の声を聞いて、そういったことの方々をフォローして、救済できるような形の支援をぜひやっていただきたいと思います。

併せて、農業も支援のほうが大変対象として苦しいと聞いておりますので、そういったところも併せて聞いていただきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、次に同じく商工振興費で三密対策設備整備費等の補助金の事業なんですけど、こちらは簡単に内容を聞かせていただきたいのと、これは全国的にもこういった形は行われているのかどうか、そういった声があったのかどうか、伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 この三密対策設備整備費等補助事業の内容についてですが、緊急事態宣言解除後においても、密閉、密集、密接を避けること、それから新しい生活様式を実践し、業種別ガイドラインに基づき一層の感染拡大防止策を施しながら経済活動を再開している事業所を支援するものです。

対象の事業所につきましては、市内小規模事業者のうち、セーフティーネット保証5号の指定業種になります。

補助率につきましては、対象経費の2分の1で、補助金額については20万円を上限として支援を行うというものです。

あと、全国的にこういった制度があるか、またこうした声があったかということですが、

先ほどのコロナの対策チームでもいろいろヒアリングをしておりますし、報道等でもされておるかと思いますが、どれぐらいの件数があるかというのは今、こちらで資料を持ち合わせておりませんので分かりませんが、こういった同様の事業はやっているところはあるかと思えます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、周知ですけど、こういった対象者に対して、この資料を見ると市内の小規模事業者が約1,520社あるということの数字が出ていますが、そういう方々への周知というのは本当にしっかりやってほしいんですが、そういった周知の仕方等はこういったものを検討、しっかり届くようにしているのか伺いたいと思えます。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 周知の方法ということでございますが、市のホームページ、それから防災行政無線、広報ほのかで掲載しまして、事業所が1,520社ということでありますので、市の商工会の会報等で周知をさせていただいて、確実に周知を図っていきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、商工会を通じてやっていただくということなんですが、商工会に入っていない方も対象になるとは思いますが、そういった方々も漏れなくこういったものがあるよと、ぜひ使ってくださいということで周知をお願いしたいと思います。

あと1点、要望なんですけど、ホームページの周知をしますというようなことでありますが、私自身、市のホームページを見ますとちょっと見にくいんですね、正直。トップページをまず見ると分かるんですけど、馬防柵とか、火縄銃の鉄砲隊の写真がばんっと出て、そこからまた次の中に入るクリックを探すという作業があるんですけど、やっぱりこういった

危機的な状況があるものですから、ほかの本当に分かりやすいのは結構蒲郡市さんとか、豊川市さんとかのホームページを見ていただく分かるんですが、もうばんっとトップページを開くとずらずらっとこのコロナの支援策が書いてあるという状況がありますので、やはりちょっとトップページを変えていただいて、こういった支援策、こんなにたくさんあるよというところが、大変な市民の人がアクセスしたときにすぐ分かるような状況を考えて、周知も見やすくホームページをつくり替えてほしいと思うんですが、そこら辺の工夫も含めて周知、考えていただけるのかどうか伺いたいと思えます。

○村田康助委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 ホームページにつきましては、見やすいように改善をしましたが、さらなる見やすさ、そういうのを考えておりますので、貴重な御意見を頂きました。今後、検討をしてみたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 お願いします。他市も見ながら、ぜひ見やすいような形でお願いしたいと思います。

10款5項1目学校給食費の支援事業について伺いたいと思えますが、この内容、簡単でいいですがかいつまんで支援策の内容を伺いたいと思えます。

そして、この事業を検討した裏には、今10万円の給付をしたときのアンケート調査の内容があったのかどうかとか、お母さん方の声があったのかどうか、そういった意見集約等の施策に関わっていたものが背景にあるのかどうか、伺いたいと思えます。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 それでは、まず本事業を行うに至った経緯につきましてですが、新型コロナ対策チームが各事業所等をヒアリングを行っておりましたが、現在学校も再開

している状況ですが今後も工場等の事業体としてはまだまだ景気の後退が進んで、ますます一般家庭の収入の減少が予測されるということが想定されたものですので、子育て世帯の負担軽減を図るということで児童生徒の保護者が負担すべき給食費相当分につきまして支援を行うという事業を行うに至りました。

事業の内容につきましては、まず市内の小中学校につきまして7月から9月の3か月分についての給食費相当分の補助を行うというものでございます。最初に市内に在籍しております小中学校児童生徒さんの給食につきましては、各学校で申請をしていただきまして、学校の給食のほうへ補助を行うということで、保護者への徴収を行わないという形で支援を行っていくというところでございます。

なお、市内の小中学校以外に在籍する児童生徒さんもお見えになります。この方につきましては、保護者様の申請によりまして個別に補助を行ってまいります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。3か月分相当の給食費を支援するというので、理解をいたしました。

あと、次の訴訟に関わることで伺いたいと思いますが、この訴訟経費については、経過についてどういった訴訟が起こされたのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 訴訟の経過につきましては、資料で提供させていただいておりますが、昨年、令和元年6月28日に訴訟が提起されまして、それを受けまして3回の口頭弁論を経まして、本年令和2年4月15日に被告の主張を行いまして、それに対しまして原告らが訴えの取下げを令和2年5月10日に取下げの書類を提出いたしました。被告、市につきましては、それに対して令和2年5月20日付で同意をいたしまして、訴訟が終了したという経過でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、裁判の請求の趣旨を教えてください。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 請求の趣旨でございますが、被告、市が新城市議会議員である村田康助議員、下江洋行議員、中西宏彰議員、柴田賢治郎議員、山崎祐一議員、竹下修平議員に対し、1人当たり金1万3千円を支払うように請求されたものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それではお伺いしたいんですが、今回市はこの問題について、なぜこのように市民から裁判まで起こされた事態になってしまったのかというように、どう考えているのかどうか伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 市議会議員の政務活動費の使途につきまして、市民の方が適正であるかどうかということで住民監査請求を行いまして、その審議を経た後に住民訴訟を提起されたという流れであると認識しております。

ここにしまして、疑念が持たれたというところは、市としては議員各位の判断により政務活動費が適正に執行されたものと認識しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 適正に判断をされたということではありますが、そうしたらなぜ途中で1万3千円を返すことになったのかというところが、非常に市民からも疑問が残るわけがありますが。

そういった状況の中で、やっぱり疑念を残す、裁判まで起こされているということは疑念があるからこそ裁判になったということで、非常に私自身恥ずかしいことだと思っています。やはり、裁判になる前に調整なり、説明責任がしっかりされれば市民からこういった裁判費用、また裁判になるということは回避できたと思いますので、やはりここは市の説

明責任等が問われているんだと思っており
ます。これまでも、裁判が大変たくさん出
ておりますので、そういった意味で出資につ
いての疑念というのが多くあると思ってい
ます。

今回、市長のほうの権限でお金の支出を認
めるという形で、市長が被告という形になっ
ておるんですが、今回は6人の政務活動費を
めぐる返還請求の裁判なんだと理解をしてお
りますが、そういう中で6人の議員に途中の
裁判で被告知人通知というのが出ているとい
うことを聞いておるんですが、それは間違い
ないのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 訴訟が提起されたとい
うことで、訴訟の告知通知は訴訟弁護人のほ
うから提示がされておると思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それは、裁判所から出てい
るということではないでしょうか。

○村田康助委員長 浅尾委員に申し上げます。
予算と関連する質疑ということで整理して質
疑してください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この内容は、全て関連して
いると思います。予算の執行のお金の中での
範囲内であります。全くずれておりませんし、
この予算に関わる、私自身資料請求をしてお
ります。これは、今回出てきた訴訟事務経費
についての資料ということで経過をもらって
おります。

その経過をつぶさに見ているんですが、被
告知人通知の日付が入ってないものですか
ら、そこら辺の経過を聞いているんですが、事
実は間違っているんでしょうか。裁判所から被
告人通知というものは出すものだとして私
自身は理解しているんですが、市当局では
弁護人から出ているということですが、そ
こら辺の経過、経緯について資料請求に
基づいた中で質疑をさせていただきます。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 訴訟告知につきましては、
当方の弁護士のほうから対象となる6人の
議員の方に送付をしておるということで記
録がございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そうなると、裁判のルール
違ってくるように思うんですが、被告知人
を決めるのは裁判所だと思うんです。双方
の弁護士が被告知人を決めて、双方の弁
護士が送付するということは考えにくいん
ですが、そこら辺の整理をされたいんです
が、伺います。

○村田康助委員長 この際、10分間の休憩と
します。再開は6時50分とします。

休 憩 午後6時38分

再 開 午後6時50分

○村田康助委員長 それでは、休憩前に引き
続き、会議を開きます。

阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 すいません。訴訟の手
続につきましては、正式なところを確認さ
せていただきまして、またお答えをさせて
いただきたいと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、また確認をお願
いしたいと思います。

そこで、被告知人通知というのはどうい
ったものなのか、どういった意味なのかとい
うのが分かったら教えてください。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 訴状に関係人として名
前が記載されておる方について、被告知人
ということで被告が告知人という形に立場上
なります。その被告知人から訴状に名前の
挙がっておる方に対して、訴訟の告知と裁
判への参加の意思の確認ということで書類
が送付されるという流れになると思いま
す。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 つまり、被告が市長になっていたんですけれども、そこに書かれている市長ではなくて、名前が書かれている方も同等の形で裁判にも参加して説明責任を訴えてもいいですし、こういうふうな形で裁判が始まるよという、あなたたちが同じような問題として提起を持ってくださいと。積極的に参加して、説明責任もできますよというような内容の意味合いだと思いますが、この被告知人というのは誰と誰ですか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 訴状に名前のあります村田康助議員、下江洋行議員、中西宏彰議員、柴田賢治郎議員、山崎祐一議員、竹下修平議員になります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 その村田議員、下江議員、中西議員、柴田議員、山崎議員、竹下議員ということで同等の被告知人という形で裁判が始まったと聞いております。

そこでお伺いしますが、この方たちは裁判に来て説明責任として発言を実際にしたことがあったのか。また、傍聴として来たのか、裁判の参加の状況を教えてください。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 被告知人の参加ということは確認しておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 説明を裁判の中でしているとか、後は傍聴で来るとかということは一切なかったということで確認をしました。

私は、こういう状況のときに、やはり説明責任を果たすというのが必要だと思いますが、残念ながらその6人は裁判の中では果たされてなかった、参加しなかったということで確認をいたしました。

住民の方々の話を聞きますと、この裁判を行う前にまずその6人の方々に説明を求めており、中には1万3千円自主返還をしなかつ

たら裁判を行うという形で、住民の方々は説明とか本人さんたちに話を求めております。そういう中でお二人の方が自主返納して、裁判には名前は上げられなかったという経過もありますが、こういう形で裁判になる前に市はこの6人と話合って、1万3千円返せば裁判はしなくてよくなるということも含めて、市民の疑念を持っている中を説明責任と納得を得られるという方向の道筋、仲介を行ったのか、行わなかったのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 政務活動費の報告につきましては、各議員の御判断により提出されておるものと思っておりますので、それについて市側からこれを返還すべき、どうすべきという指示をするということはありませんでした。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、しっかりそこは、こういう内容だからもうちょっとしっかり考えてほしいとか、そういったことを市としても、中立の立場でいいと思うんですが、指摘をしてあげればこういった事態は免れたかもしれないなと思っていますので、やはりそこはちゃんと正すところは正す、市民の思いというのはここなんだと、説明責任を果たすべきだということ、やっぱり仲介等を二元代表制はありますけど、そういったことをしていないと今回みたいに38万円もの税金を使うということにもなりかねないので、やはりそこはしっかり反省というか、課題として市も考えていただきたいと思うんですが。

結局、経過を見ますと、6人は返さなかったものですから裁判になっていったということであります。その後、被告知人通知として6人の方が参加できる裁判になってはいるんですけど、一度も来なくて、その間急にどうして6人は裁判の途中で急に返還をする事になったのでしょうか。その返還した理由等市は、話を6人から聞いているかと思

ますが、お伺いいたします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 そちらにつきましては、各6人の議員の御判断でそれぞれの理由によってそれぞれの処置をされたかと認識しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市は特に返してきたときにどうして返すのかと、裁判中なのになぜ返すということになったんだと、裁判の結果を見てそこで争うんだという形で、今、裁判に入っている最中なものですから、なぜ急に裁判がまだ終わっていない途中で返すということについて、理由を聞いていないということでしょうか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 6人の議員さん、全員ではないですが、お金をお返しいただくときには、それ以前に政務活動費の修正の報告が出されておりますので、それに基づいての返還だと我々は理解をいたしました。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 政務活動費に対して訂正をしたのでということではありますが、その訂正をしたということは、やはり支出として払わなくてもよかったというような理解をするんですが、そういう形で市も判断をして受け取ったということでしょうか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 政務活動費の修正については、議長宛てに出されたとなっているはずですのでその内容を私どもは受けて、返還が生じるものについて返還があったと理解をしております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市のほうは、やはり急に返還したというときには、争っている状況ですので、市としてはやっぱり「正当性を最後まで訴えて、裁判をしている途中なのでお金は返さずにしっかり説明責任を裁判の中で、あ

なたたち6人はして、結果を待つべきだ」と市は言うべきだと思うんですが、そういう形で言ったのかどうか。というのは、裏付けとしてはやっぱり税金がこの裁判に38万5千円以上かかっている裁判の途中の経過でありますので、やはり正当性を訴えるべきはその裁判の中で最後まで言うべきだと、市は言うべきではなかったかと思うんですがそこら辺は言ったのかどうか伺います。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 一般質問で山田辰也議員への御質問にお答えもいたしました。この政務活動費の具体的な運用につきましては、平成30年4月1日に市議会のほうで策定をされました政務活動費の運用指針、これに細かく政務活動費を充てることのできる、できない、それぞれの基準が書かれておりますので、それに基づいて各議員の皆様方が判断をされたと我々は理解しておりますので、今回政務活動費の修正をされた議員の皆さんも恐らくこの基準に照らし合わせて返還をされるという結論に至ったと、我々は理解しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 6人の議員はそういった指針に照らし合わせて判断して、お金を返したというような市の答弁だったと思うんですが、そういう中で、6人が行ったときの印刷局の所感というものをレポートで出さなければいけないんですが、そういったのがまだ市議会に出されていないということは、市としては把握しているのかどうか伺います。

○村田康助委員長 すいません。予算委員会ですので予算に関連したことを言ってください。もう一回、質疑を整理してください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 裁判の一連の流れの中で、やはり経過がありまして、それで住民の方々は訴状の中に書いてありますように印刷局の名前が違っていたりだとか、あと所感についても市長のほうには出しているんだけど、

議会のほうには出されていないと、このちぐはぐ感ですね。中身のほうも、本当に行っているのか、あとは埼玉の印刷局なのか、そういった間違いもあって、そういった中のものが裁判の中で争っている中でありますので、やっぱり1万3千円を使って視察に行ったということは、印刷局に行ったそのレポート用紙を書いたの対価として1万3千円を頂くという形になっておりますので、そういった中でまだ6人はその印刷局に行った所感が市長にはどうやら出されているんですが、議長の市議会のほうにはいまだに出されていないという経過の疑念があって、この裁判も含まれて争っていたものですから、そういった中で市は所感を出しているところ等も含めて、今の御発言があったのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 今、委員がおっしゃられた資料につきましては、訴訟資料としては頂いておりますが、それが市議会側に提出をされたのかどうかというところまでは、私どもでは承知をしておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう形で、本当にこの1万3千円の経費がしっかりルールに沿ってちゃんと支払われていたのかということになりますと、ほんとに市民の方々がおっしゃるように疑念が大変多い政務活動費の運用になっているということは本当に事実だと思います。

私たち議会も、ほんとにその当時の国会議員に出した要望書を、出してほしいといってもなかなか出さずに、ほんとに半年以上もかけて出されていないと、議会のほうにも出されていないということで、ほんとにこの1万3千円というのは税金として支払われるということはおかしいのではないかと、今、この質疑等でも経過として疑わしいということが分かったとは思いますが。

そういった中でほんとに裁判が今、過去にも市長にかかっていたりだとか、今回6人の議員に対しての裁判がかかっている。こういう状況をほんとに深刻に考えて、捉えていただきたいんですが、こういった状況を踏まえてやはり市のほうでの反省点とか、課題とか、今後に向けての対応とか、そういったことはあるのかどうか、思いはあるのかどうか聞かせてください。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 市民の皆様にはやはりいろんな意味で疑念を持たれるようなことは、行政としてはあってはならないと思いますので、今までのことも踏まえて今後は様々な事務について常に適正な執行を心がけてまいりたいと思っております。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、ちょっと裁判から離れます。

民生費のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業についてお伺いします。

この事業の財源はいかがなものか。

それから、対象者と予算額算定の基準をお伺いします

それから、ひとり親世帯に給付額というのはどのようになるのかということ。

それから、国や県の事業と連携しているのか、連動しているのかその辺について確認します。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業ということで、概要といたしまして新型コロナウイルス感染症の影響により子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給するというものでござ

います。

具体的には、基本給付と追加給付というのがございまして、1として基本給付では児童扶養手当を受給している独り親世帯等の方への給付として①として令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方、②として公的年金等を受給しており令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方、③といたしまして新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当を受給する方と同じ水準になっている方として1世帯5万円、第2子以降1人つき3万円を支給するものでございます。

2の追加給付でございますが、追加給付では新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付といたしまして、先に述べた基本給付の該当者①番の児童扶養手当が支給されている方、②番の公的年金等を受給しており、児童扶養手当を支給が全額停止されている方のうち収入が減少した方に1世帯5万円の給付をするものでございます。

予算でございますが、歳出といたしまして職員の7月から3月分の時間外勤務手当、事務用品等の消耗品費、案内や振込通知発送用の印刷製本費、また案内、振込通知書発送用の通信運搬費、振り込み組み戻し手数料、児童扶養手当システムの改修業務委託料、ひとり親世帯臨時特別給付金となりますが、こちらのほうの歳入につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金ということで国の10分の10の歳入予算で成り立っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 国のほうから10分の10ということで、給付額が第1子が5万円で、第2子以降で3万円ということなんですけど、対象者というのは市にどの程度対象の方が見えるのか。それはいつの時点での対象者なのか

についてお伺いして、それから条件が違うので給付額が家庭によって違うと思うんですけども、その辺のことについても現状把握している状況についてお伺いしたいと思います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 給付の人数の見積りでございますが、令和2年の6月分の児童扶養手当が支給されている方につきまして229名、公的年金等を受給しており令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されておる方が1名、3の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当を支給する方と同じ水準となっている方につきましては、市の維持手当を受給している者で見積もっておりますので150名の人数の積算をしております。

また、追加給付でございますが、追加給付で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少している方というのが先ほどありました基本給付の児童扶養手当を受給されている方と公的年金等を受給しておる方ということで、229件と年金の1人と合わせまして230件で合計619件の規模で見込んでおります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

それでは、次のほうへ行きます。

市独自の持続化給付金ということで、商工費をお伺いします。

先ほどの質疑の中で少し確認したいことがあるんですけども、対象者が前年同月比で20%以上50%未満の売上げが減少している事業者と書いてあるんですけども、その他で国の持続化給付金との重複申請を避けるために誓約書を必須とするってその他があるんですけど、国の持続化給付金というのは前年同月比で50%以上減少している事業者ということで、対象者が違うのにわざわざこの誓約書を付けるという意味が理解できなかったんですけど、市のほうが50%未満、国の持続化給付

金は前年同月比で50%以上減少ということで、だから条件が違うのに何で重複にということはある得ないと思うんですけど、わざわざ誓約書というの、その辺の意味をお願いします。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 国の持続化給付金と市の持続化給付金、対象者は違うということですが、同じ売上高が減少したということについて減少率が違うということで国と市で分けておるわけですが、やはり給付金を受けるといようなことで国と市で分けて申請をしていただくという形で、国へ申請をするという場合、先に国に申請をしたとか、後から国に申請をするといった場合は、もし市の給付金を受けておった場合等は返還をお願いするといようなことも考えておりますので、そういう意味で重複の申請を避けるために誓約書を提出していただくといようなことで考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと理解できないんですけど、そうすると国のほうには50%以上減少しているという申請をしておいて、中小企業者ですので200万円もらえるんですね。市のほうは50%未満の減少の申請をしておいて中小企業だと100万円、そんなずいことをする人を想定して誓約書っていうの、そもそも減少の基準が違うのに何でそういうことを考えたのか。合わんじゃないですか。

はっきり、国のほうと市のほうで売上げの減少率で対象が分かれているんだから、持続化給付金と重複になるはずがないし、あえてそれを重複するとい何か操作をするよなそういう人を避けようといのか、ちょっと意味が分からないんですけども。もう一回分かりやすく説明してください。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 代わりにちょっとお答えさせていただきますけれども、前年同月比のとり方が、例えば何月のということと言っ

てないものですから、例えばある会社が4月に前年同月比50%減っていたら国の申請が出せました。その会社が5月の前年同月比を見たら50%に満たなかったという場合、両方申請できる可能性が残りますので、どちらか片方でということを決めております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そんな抜け穴といのか、そんな制度だったなんていうのは、国の姿勢も、この概要しか見てないもので分からなかったんですけど、同じ月で比べるものだと思ってたので、比べる月が違うというケースが発生する、そういう姑息な事業所が出ないようにということに理解をさせていただきました。

中小企業者といのは大体分かるんですけど、この場合の小規模事業者といのはどういった基準でしょうか、定義をお願いします。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 小規模業者につきましては、商業、サービス業につきましては従業員が5人以下、製造業につきましては20人以下といような定義でございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 確認しました。

それでは次の三密対策設備整備費等の補助事業についてお伺いします。

対象事業者が市内の小規模事業者といことで、今、言っていたセーフティーネット保証5号の指定業種ってあるんですけど、この指定業種っていうのが調べても分からなかったんですけど、指定業種といのどのいった業種でしょうか。今、言われた小規模事業者の小売業と製造業でも従業員数で区別しているといことでよろしいですか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 セーフティーネット保証5号の指定業種ということですが、こちらは中小企業信用保険法第2条第5項第5号のセーフティーネット保証5号で指定業種といことで一覧がございますので、そちら

の中に掲載されておる業種ということです。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その指定業種の主なもので市内にある指定業種というのはどのようなのか、かいつまんで報告してください。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 こちらの指定業種につきましては、たくさんあるんですが、業種についてはいろいろな業種になります。建設業から製造業、自動車関連も市内にもございますし、あと小売業も含まれます。あとサービス業も含まれます。

指定業種については、多くの指定がされておるといところです。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

それでは、次の教育費の学校給食費等支援事業についてお伺いします。

3か月分の給食費を補助、助成するというところで、まず予算額なんですけども、児童数に対して上限月額5千円ということなんですけども、先ほどの補正の3号のとき1食当たり小学生が251円というのが標準単価らしいんですけど、5千円というと単価幾らで何食分があると5千円なのでしょう。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 月額5千円と5,500円、小学校が5千円、中学校が5,500円が上限ですが、日数に換算すると約20食に相当いたします。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、児童のほうも生徒のほうも20食を見ているということでそれぞれの5千円を20食で割ればいいという解釈なのかな。そうするとちょうど250円で今後は1円安くなる。さっきは300円と言われたのに、ここはこの金額で、何かまた政策的に数字が合っていない、整合性がないんだけどいいのかなって思いましたけど、まあこれ以上は言いませんけど。

それで、対象が(1)と(2)がありまして、(1)は市内の小中学校に在籍している児童生徒で分かります。(2)は上記以外の小学校6学年及び中学校3学年に該当する者というのは、これはどういった意味でしょう。

(1)に全てこれも含めていると思うんですけど該当する者っていうのはどういった解釈をしたらいいんでしょう。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 市内の小中学校に在籍している方以外で、例えば特別支援学校、私立中学校などに行っている方を対象としております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういった方の中でも、6学年と3学年だけという、そういった限定するのを対象にしているというのが意味分らないけど、それだったら同じように市外あるいは特別支援学級に在籍している小中学校の児童生徒という表現でいいのかなと思ったんですが、わざわざここで6学年と中学3学年に該当する者っていう学年を区切った意味が理解できなかったんですけど。

それについてと、それから支払い方法ということで、「当該期間の学校給食費を保護者へ請求しないこととし、市は補助金として支払う」、これはまず請求しないということで実質出費がないわけですので、それでもう支援ができていますよね。で、さらに補助金として支払うというのは、これは保護者に支払うのではなくて給食納入業者に支払うという意味なのかなと理解したんですが、それでよろしいですか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 給食費については、それぞれ学校給食会計のほうで徴収しておりますので、学校給食を管理する学校において申請書を出していただき、そちらに支援するという格好になります。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありません

か。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 1点お伺いします。

先ほど林課長のときに、金融専門用語が出てきました、組戻しという言葉。本来、申請するには通帳の裏表紙であるとかいうものをコピーして申請用紙に添付をするわけでありますので、本来は組戻しが発生しないと思うんですが、例えば、1、2、3、4、5、6というのを1、2、3、4、5を6、5とかやれば当然組戻しになりますが、そういったことが数が多いということで、今、おっしゃったんでしょうか。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 組戻しの手数料の可能性として考えておるものが、令和2年6月に児童手当を支給された方については、申請なしにその通帳へ支給をするんですけども、その間のタイムラグで通帳をやめてしまったりとかという可能性もあるというところもありますし、当然入力ミスということはあってはならないんですけども、今言われた打ち誤りがあってはならないことですが、メインとしては予定しておった通帳がもう保護者さんのほうで破棄されてしまう可能性があるんで、それを見込んでおります。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 私は、裁判のほうに戻りまして、質疑したいと思います。

浅尾委員の質疑の中で、るる説明を受けましたが、この裁判で払われた、これから払われようとしている補正予算ですね、まず1つ目は、この着手金とこの払われるお金、今回の分を入れて約38万円というのは、これは間違いないでしょうか、確認のために一度伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 既にお支払いしました

着手金と今回補正に計上させていただきました訴訟弁護委託料合わせまして38万5,720円となっております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今回の6人を含めたこの裁判、一般質問でも伺っておりますけど、形式上市長が訴えられておりますが、被告人としてこの責任は市議会議員が負うべきだということを私は、そういうふうな12月の答弁のときに理解しました。

今回も、市長が訴えられているから行政側がこの費用について払うということを明言しておりますけれど、これは形式上のことであって市民はこのようなことを起こしたことについて、なぜ市がこの補正予算、先ほどの38万円何がお金を市が支出しなければならぬかということを非常に疑問に思っていると思うんです。ですから、行政側の方法については、これは当然問題がないとしても市民との思いの差が大き過ぎるんじゃないかと思うんです。

その点については行政側として、これが本来市民の利益を守るための裁判、双方の考えの違いがあつたり境界があつたり、そういう市にとって利益を追求した結果の裁判らしいんですが、こういうような市民を代表する議員が、言ってみれば不祥事なんですね。このお金をなぜ行政側が払うかと言われたときに、どのように説明されるか伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回の訴訟終了に伴いまして、訴訟弁護の委託料をお支払いさせていただくということで補正予算を計上させていただきました。

この訴訟弁護に係る任意契約につきましては、あくまで新城市が弁護士と委任契約を締結しておりますので、弁護委託料の支払いにつきましては市が支出の義務を負うということで整理しております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それは分かります。

じゃあ、市はそこにかかった費用についての、私、請求するべきだと思うんです。それはなぜかと言うと、そもそもの原因というのは市長ではないんです、議員なんです。議員が、市長が前、一般質問のときに言われたように信義則違反なんです。これは行政側にも信義則違反、市民側に対して信義則違反、こういうことについてのもう少し真剣な話合いというのは、ただ形式上のことだけを言って市が訴えられたから払うというそういうことだけでは解決できないと思うんです。

だから、こういうお金の出し方というのは、非常に市民に不信感を植え付ける1つの大きな要因になると思うんです。まず、そのことは今、同じことを言われるかと思うんですけど、このことを言われても同じ回答をするわけでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 同じ回答になりますが、市として委任契約をしました訴訟弁護の委託料をお支払いするということであります。

仮に、対象議員がその一部を負担するなりという話が出た場合には、そちらにつきましては寄附行為に当たる可能性もありますので市としてはそういったことで負担を求めるといふ考えはございません。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 寄附行為という、今、そういうことを言いましたけど、平成26年、平成27年、平成28年ですが、山崎辞職勧告議員の1つの原因になった活動交付金、あのときの返還は、市長は団体に返還請求をしておりますけれど、山崎議員も同じように返還したんです。そのときは、これは寄附行為に当たらないという法務の見解でした。

そういうことを見れば、同じように市に損害を与えるようなことに対しての返還については、これは支出が市から一旦出ているものですから、請求して返させるという原理があ

ると思うんですけど、支出負担行為についてはどのように考えておりますか、伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 以前の補助金の返還請求と今回の訴訟弁護委託料の支払いというのは、ちょっと性質が違うものと理解しておりますので、この件について市として請求をしていくという考えはございません。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 請求の趣旨の中に訴状があります。「1、被告は新城市議会議員である村田康助、下江洋行、中西宏彰、柴田賢治郎、山崎祐一、竹下修平に対し、1人当たり金1万3千円を支払うように請求せよ」。これ、市が請求したんですよ。

それと、2番目に先ほど説明がなかったんですけど、「訴訟費用は被告の負担とする」って入ってますけど、これ間違いないでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 訴状にはそのように記載がされてございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これ、1万3千円を返されてしまったものですから裁判が空中分解して取り下げられたんです。決して、和解とか話合いをした裁判ではないんです。市庁の移転補償のときは双方の話合いだったんです。

今回は、1万3千円を払うことによって裁判が途中で終わってしまった。これこそ説明責任ができない市議会議員の出した結果なんです。

この結果から、訴訟の費用というのは市が支払うことになるんですけど、このまま裁判を続けていて市側、訴えられた側が勝訴すれば、この訴訟費用を払う必要はなかったと思いますけど、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 訴訟費用につきましては、弁護委託料は市として契約しております

のでそちらの支出というのは市に残ってくると思います。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これ、返還請求訴訟ですね。1万3千円ですが、かかった費用は市民が、市民の利益のために税金を返してほしいということで、たかが1万3千円なんですけど、皆さん20万円近くをカンパして出して戦った裁判なんです。こういうことが行われること自体が市の行政に対しての不信感を生む1つの原因だと思うんです。

確かにそうですよ、言ってることは間違いないところがありますけど、これは1つの訴訟でこういう逃げ方をしたということを非常に憤慨しています。

この中で、入っていきたいんですが、そもそもその原因というのは先ほど言った議員の信義則だったんですよ。でも、それを見つけた市民がこれを訴えておるんですけど、浅尾委員も言っています。市民団体は「お金を返してくれたら訴えない、いい」って言ってるんです。そういうことを鑑みて、無視したからこういうことになったということは自覚しておりますでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 無視したのは市ではありませんので、市としてお答えすることはできません。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今のは失言でした。

結局、市民がこういうところを見つけた原因というのは、政務活動の報告書なんですよ。この報告書には、うそや間違いが載っていた。このうそや間違いが、不穏当って言われてはいけませんので、訴状の中で読ませていただきます、裁判も終わってますし。

まず見つけたのは、ここに書いてあります。「実際に見学したと思われる国立印刷局の所感が6名全員、見学した報告がない」と書いてあるんです。こういうことがあって、市民

団体は本当に行ったかということ調べて、現地まで確認に行っているんですよ。陳情が出されたかということは、先ほど浅尾委員も言われましたけど、全員協議会でもこのことについては延ばし延ばしではっきりしていません。これは単なる議会側の問題かもしれませんが、行政が支出をしたということはやはり責任があるんです。その責任があるところに対して、当然議会は議会で市民に説明しなくてはいけないんですけど、どのようにこの支出が起きたということを市民に説明できるんですか。どういう形で市民に裁判の結果から出すことになったかというのを伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 どういった形で弁護委託料を払うかということにつきましては、根拠としては市と契約しております委任契約に基づき積算された金額を予算化してお支払いするということになります。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それは分かっているんですよ。

議会改革調査特別委員会なんかでも、政務活動費のことはいろいろやってきたんですけど、「政務活動費は市政に反映する活動、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」、こうなっているんです。これが基で、実際反映されていないということは、滝川委員の一般質問としても行政側は裁判長が言ったこの視察が本当に市政に関係して、なおかつ行政側に意見を言ったかということ言ってるんですが、それに対して行政側は「何も聞いておりません」というのは、御存じだと思うんですけどいかがでしょうか。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 お尋ねは、きっと偽造防止のことについて行政に報告やら提言があったかということだと思います。それでよろしい

でしょうかね。

○山田辰也委員 はい。

○穂積亮次市長 それについて、一般質問でも「そうした事実はありませんでした」と申し上げたとおりであります、そのことが即政務活動費の正当性を判断するというにはならないと思っております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それは、市長がおっしゃるとおりなのかもしれません。

しかし、裁判所でもこの政務活動費については全国でいろんな例があるんです。それで、正しい使い方をしていないから市民が訴えたということが、これが基本なんです。その正しい使い方をしたかどうかという正当性を争っている裁判を、途中で裁判長の勧告に従って一度裁判の勧めに当たって審議をしたらどうかということ、これを途中で放棄したんです。3月の議会があるから出れないといったんですけど、3月に進言されて話をもっていくということをそこで進めていきたいというところをまず第一に破ったんです。これが、さっき僕が言った、信義則なんです。

次に、4月15日にも裁判が近づいているんですが、裁判に近づいて証人喚問があるということ、これを薄々感じた、こういう中からこういう返還になったと思うんです。

ですから、今回は関係者が非常に多くて、この説明が不十分なんです。ですから、この説明が不十分なこの支出、裁判も途中でうやむやになってしまった。ここに議会運営委員会の委員長からの報告書がありますが、「本来有意義な議員活動に専念するためには、これ以上訴訟を続けていくのは賢明な選択ではない」、賢明な選択ではないではなくて、言い訳が詰まったからと僕ら感じるんです。

まず1つは、これは一つ一つ市民に説明していくためにも、この実際の議員の方々が誠実な態度をするにはやはり寄附行為とかそういうことではなくて、これははっきり言って

かかった費用は市長が払うべきではなく、市長と同等に訴えられた議員が深く反省して払う予算なんです。

そうすれば、別に市から支出する必要もないし、十分な説明もできるはずなんです。寄附だからとかそういうことを言っているわけではないんです。こういうことが市政に、また悪い影響を与えるんじゃないかということでこの支出の行為について、私、疑問を何度もくどいようですけど、してるんです。

3月4日の進行協議が裁判所であったにもかかわらず、裁判が忙しいはずなのに、議会があるから出てこない議員がいるんです。じゃあ、議会のほうは何したかって質疑も何もせずに座っているだけ、こういうことが逃げたって言われるんです。こういう進行協議にさえ守れない議員がおるということ自体が、僕は恥ずかしいと思います。

では、ここで質疑ですが、この裁判はもともとする必要、僕はなかったと思うんですね。それに正当性を訴えたと言いながら途中で尻尾を巻いて逃げてしまうようなこういうことが、やはり市民にとって余計大きな疑問を生む点なんです。市長に出した報告書と、議会へ出した報告書は違う。それで、浅尾委員が言ったように要望書も違う、いろんなことがいっぱい出てくるんです。

それで、この裁判について、元を正せば、先日も言ったんですけど、監査事務局がしっかり監査をすればよかったと思うんですけど、その点について通り一遍にこれは1年の住民監査請求が切れたと言ってますけど、これどうも納得できないのもう一度説明お願いします。

○村田康助委員長 予算決算委員会と方向が全然ずれておると思いますので、一応質疑を整理して予算決算委員会に沿う質疑をしてください。

○山田辰也委員 大事なことなんです。お金を出していることが関係ないって言われた

ら、じゃあ質問できないじゃないですか。これは、お金を支出することが問題なんです。

ですから、私はこの支出をしないで済むためには住民監査請求を受けるべきだと、そういうふうに言ったんです。住民監査請求のことで。

○村田康助委員長 鈴木監査事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 先日、一般質問等で関連の質疑がございましたけれども、仮に今回話題になっております平成29年度の政務活動費に係る宿泊費の1万3千円の件なんですけど、前にも申しましたように、その監査請求があったときに実際東京に行った、行ったんだけど泊まらなかったと、泊まらなくてなおかつ政務活動費に充当したということであれば、当然、前の一般質問でもお答えしましたように、そこには詐欺行為がありますので、そういった場合については1年の制限を受けないということであります。

裁判所と監査委員のほうと判断が全然異なる、土俵が違いますので、裁判所ではそういうふうに判断されたかと思うんですが、監査委員としてはそういう判断ではなく、今申しましたように、あくまでも仮ですけど、仮に東京へ行って宿泊した、だけでも請求者側から言うとそんなのは東京に泊まらなくても日帰りで帰ってこれるじゃないかと、それは関係ない話であって、前にも市長が申しましたように政務活動費というのは、平成12年の地方自治法の改正によって、いわゆる議員の活動の活性化のために地方自治法が改正になって、そういう制度ができたものですから、ある意味議員はそういった制度ができたことによって、しっかり政務活動費を使っていたら議員の活動をしっかりしていただくと。

それが、東京へ出張したことによって議員の活動に関係あるか否かというところまでは、監査委員としては判断がしかねるということでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういう判断があるかもしれませんが、これは平成27年、平成28年、平成29年と市民が東京の自民党関係のところに行ったときに、「毎年行っているからいいじゃないか」と、そういう言葉を聞いているんです。じゃあ、これは自民党の活動なのかと。そうすれば、政務活動費に当たらないじゃないですか。そういうことも考えて、もう少し監査側としては、これが正しい支出かどうかというのをもう少し市民との話合いを持ってほしかったと、僕は思います。

それと、2回目の裁判でも、準備書面には「真正怠る事実については最高裁判所の判例があるから」と、この前言ったように、これがあるから、これは違うでしょって言うのにかからずまた載せている。これは、行政側が当たり前のことを言っているのは分かりますけど、これはこういう支出を防ぐための1つの手段だと、僕は思うんですよ。

これが、監査事務局が1年を時効でちょっと前に終わったって言ってますけど、そういう疑いがあるものを通してしまうことが一番大きな問題なんです。

これで、裁判は途中で1万3千円返して終わってますけど、それはお金を返しただけで終わったという部分については、話になるんですけど。次は道義的な問題で行くようになると思います。

まだ、聞くことはたくさんあるんですが、まずいろんな報告書についても、ですから、不穏当だと言われるかもしれません。

じゃあ、研修に行った夜、みんなでお酒飲んで、1人の議員に聞いたら「僕は帰ってますよ」って。帰ってきてるのに、行程表が1泊になったり、用事があって帰ってきたから返したとか、そういう事実関係を全部把握せずにこういう結果を出していると思うんです。

監査がしっかりしてくればこんなことはなかったと、私は一言言って終わりたいと思

います。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 なければ終わります。

質疑を終了します。

以上で、第90号議案の質疑を終了します。

~~~~~  
この際、再開を8時05分とし休憩いたします。

休 憩 午後7時54分

再 開 午後8時05分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
本案に対しまして、山口洋一委員からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と合わせ議題とし、提出者の説明を求めます。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題となりました動議であります。

第90号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議であります。

これを出した経過というのは、実は6月17日の日に山田議員の一般質問の中で市長がこのようにお答えになりました。「市長の責任として、執行権に基づいて各議員に政務活動費を支給しております」、1点目。そして、「議員は」、先ほど山田議員が言われたように、「倫理に従って使う」「議員のスキルアップを図るために使う。このことは正当だ」とおっしゃられました。そして、ここからです、3点目は「議員が倫理、道理に反する疑念をもたれた、そのときはどうなの」ということなんですけど、4点目、「議会内で慎

重な審議をして対応してください。そこで、どうしてもこれは執行権者の市長の責任だということであるならば、今回のように被告人として法廷に立つこともやぶさかではない」ということを言われました。ということを含めながら動議の説明をさせていただきます。

上記動議を当新城市議会会議規則第9条の規定により別紙の修正案を添えて提出する。

提出の理由であります、「第90号議案令和2年度新城市一般会計補正予算（第4号）に計上の歳出2款1項総務管理費、1目一般管理費、補正額は27万8千円でありま

す」の全額を取り消す。これは、新城市議政務活動費返還請求住民訴訟の終了に伴う。先ほど来いろいろありました。
本来は、原告、被告ともども話し合いとか裁判の過程において結審を迎えるわけですが、今回は急遽被告人に代わる、代わるという言い方いけません、訴訟被告ということで被告知人の6名が急遽このお金を返還したために終了せざるを得なかった。これは、原告の方からの文書でも分かります。実情はこうであったので取り消すというような形の中で進んできたわけですが、を伴う弁護士に対する訴訟弁護士委託料であります27万8千円、市長を被告人とした訴訟に要した弁護士費用であり、前年度の着手金も含め10万8千円と報告がありましたが、の支払いは、先ほど来言われていますように、新城市と顧問弁護士が契約をしました。この仕事をしてください、分かりました。じゃあお金をもらいます。じゃあ払いますという、有償双務契約というのかな、そういう契約をしておるので、当然事象が終結すれば払う義務が発生するということで、ここに補正として上程されておるわけでありまして。支払いは当然だと記載されています。

本件訴訟の被告は市長であるも、加えて被告知人として6名の市議がおります。これは先ほど来言われております6名の議員、今、

裏に見えます委員長、村田議員、柴田議員、竹下議員、下江議員、中西議員、それから病気で休んでみえますが山崎議員の計6名の市議より、この6名の市議の、これ難しい言葉です、不遜といいます。不遜という言葉は、調べてもらえば分かるんですが、簡単に言うと思いがった態度だとか、へりくだる気持ちがないということでもあります。

なぜなら、これは団体のほうから出てるのにも同じようなことが、不遜が載ってます。我々が全員協議会の中でいろいろ言ったときに、「いやそこまで言うなら受けて立つよ」であるとか、「不当利得は遺憾である」ということまで言ってる。それから、ことを含めて不遜という言葉であります、な行動が要因であり、議会としてもその詳細調査の必要性が残されている。すなわち、もう一度戻って市長が言われる「まず、議会の中でしっかりしなさい。それでなきゃ駄目なんですよ」ということを、市長は真剣に言われた。そのことをここに書いてある。

そして、令和2年度新城市一般会計補正予算（第4号）は、特に新型コロナウイルス感染症に関する事業、独り親世帯であるとか、市の持続化給付金であるとか、それから三密対策であるとか、給食の問題に至る助成、こういうことをしていこうということでもありますので、特に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策事業執行に支障がないような予算の補正審査をしなくてはならない。

したがって、訴訟弁護経費を一括に審査することが大変苦しい決断になるわけであり、後日改めて訴状弁護経費に対する慎重な熟議の場の設定により審査することが市民に対して議会信頼回復につながり、市民本位の補正予算になるものと確信をいたします。

よって、本修正案の提出の理由とさせていただきます。

次に、以降グラフとデータ載ってますが、最初のページは修正案の主なものであります。

これは、議案書を見ていただければ分かると思いますが、議案書には第1条と書かれてここに書いてありますが、「令和2年度新城市一般会計補正予算（第4号）の一部、次のように修正する」ということで、「第1条、2億1,752万4千円を2億1,724万6千円に改める」、これは、27万8千円を削除しておりますので、そして290億円というのは総額であります。「総額294億7,056万1千円も294億7,028万3千円に改める」ということで、その表がここに載っています歳入であります。議案書、要するに補正予算の資料は2ページに載っています。

次に、歳出であります。ここは、先ほど申しましたように、総務費の関係を27万8千円減額をさせますので、真ん中の項にありますように総務管理費714万3,933円を27万8千円控除後の714万3,655円、そして歳出の合計は先ほど申し上げたような年間予算総額に補正額を加算減算したものが290億円ということでもあります。

次に、資料の5ページを御覧いただきますと、ここには参考ということでありまして、令和2年度新城市一般会計補正予算修正に関する説明書というのが載ってまして、1番が総括、総括の中には歳入歳出がうたっております。そして、ここで歳入は繰入金を減額をしようということでもありますので、12億1,017万7千円を27万8千円を控除した12億989万9千円であります。

そして、歳出では総務費でありましたので、ここに補正額というのが真ん中のへんに載ってます。補正前の金額、その次補正額であります、ここに27万8千円、これをゼロにしております。そして、この財源は一般財源であるよ、これもゼロにしております。そして、歳出の計については、1億7,674万8千円を27万8千円減額した1億7,647万円であります。

そして、予算書を見ますと、2番には歳入

という項目がうたってあります。1款は20繰入金であります。そして項は1基金繰入金ということで、資料は8から9ページに載っております。ここでも当該の27万8千円をそれぞれ控除したものだということで御理解をいただきたい。

そして、歳出款が2総務費、項が1総務管理費ということで、同じようにここには一般管理費の中で27万8千円を控除、そして、その合計としては714万3,655円が控除後の金額であるということが計の欄に載ってます。

そして、説明欄には0014の庁内管理事業であるとか、002訴訟委託事務経費、そして委託料一般分ということで27万8千円を取り消しましたので、全てがゼロになっているということでもあります。

以上が、修正案の上程の理由と、そしてその詳細でありますのでよろしく御審議願います。

○村田康助委員長 これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 改めて、山口委員にはこうした提案を議員としての敬意は示したいと思えます。

その上で、言われていることも重々分かりますが、この意見に対してそれが正しいとか正しくないという発言はしませんが、少し確認したいことがありまして、3月定例会においても一般会計補正予算において修正動議を出されました。そのときに、東名高速バスについて、それ以外のことは認めるんだと。その部分以外のほうは、令和2年度の一般会計の予算書に対しては疑義がないんだということ発言されたかと思えます。

そうした中で、債務負担行為に関する支払い調書において、その部分でこの訴訟弁護委託料というのは第1審の訴訟弁護に係る経費としてこちらのほうに疑義がなかったもので

すから、そのときに。ということは、行政側としても当然こちらの債務負担行為に関する調書に関しては執行するものだということで、今回の補正予算の提案になっていると思うんですよ。そうしたところのまずは行政側のこの補正予算の正当性だけは認めていただきたいなということを確認したいと思えます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、お話がありましたように、多分債務負担行為10万8千円でしょ。

○村田康助委員長 長田委員。

○長田共永委員 再度、これ限度額については、自身も山口委員もよく御承知のとおり文書で書いてもいいという事象上決まっております。今回の令和2年度においては第1審の訴訟弁護に係る経費という部分で限度額がうたってありましたので、それを踏まえて行政側というのは今回の補正予算の提案になったと思うんですよ、質疑もなくして。それを踏まえての正当性だけは。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これは、先ほど来所管の課長がお話をされてみえるように、やはり委任契約による発生した払うべき金額が27万8千円であるので、補正予算に上がってくる正当性は認めております。

しかし、ちょっとそろっと言いますと、さきの3月定例会の一般会計の令和2年度予算と同じように、あのときは高速バス運行経費3,807万5千円を多分総額から引いてちょうだいよ。それから繰入金、基金繰入を半分見て、後は残ったのを予備費に持っていきなさいよという提案をしたと思えますが、今回の場合は27万8千円、そのものを歳入も削り、歳出も削っていくということで提案をさせていただいております。

○村田康助委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 議会運営に対する、これは瑕疵はないということは重々分かっての、それの上でのこの修正動議だと思うのと、もう

1点、これをこの場で行政側に聞くのではなく、議長も全員協議会で今回の件は対象議員からお話をするというを明言されておりまして、そちらでやられたらいかがかなというそんな点は考えられなかったかという、その点に関してのお答えいただければと思うんですが。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、長田委員から対象議員の説明をということであったわけでありまして。明確な説明さえすればいいじゃないのということなのかもしれませんが。実は、今、後ろに見えます委員長が代表をされて、4月29日、朗読をされましたよね。昨年、令和元年6月に起こされた政務活動云々ということから始まって3月31日に返還しました。その前段には、先ほどお話があったように議員活動に専念するよということを含めてありました。

ですので、そのときに個々の、代表は村田議員が当時は代表をされてこの朗読をし、そしてこの文書も議員皆さんに配付するについては、いろいろちゅうちょをされてみえたわけでありまして、これについては配付をしますということで手元に頂いておるという状況の中でありました。

それで、今、長田委員がおっしゃられた各議員の説明というのはどうなのかというのは、はっきり申し上げてなされずに済んだというのが実態であります。

○村田康助委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 あと1点、最後に確認させていただきますが、山口委員もよく御存じで、議会運営において、度忘れしました、権利と要は一事不再議のことを御存じだと思うんですが、再議という判断というそうしたことは考えられなかったということによろしいでしょうか。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、おっしゃられるのは一事不再議、一度やったことについてマルだ、

ペケだと出したことについて、もう一度やることはできないよというのが実は法の規定だと理解をしていますので、今、おっしゃられるように、もう一度同じことはできない。例えば、議員の方から出てきた政治倫理審査会、これについても最終的には東京印刷局の報告書を議長に出してね、それ以外は確かに行ったということは認めましょうということになりました。ところが、出てこない。だから、その5月11日に一事不再議にならないような形の中で、恐らく二度目の政治倫理審査会の審査請求をされたと思う。

ですので、このことについて予算を27万8千円、こちらに置いて、残ったものを294億7,028万3千円の金額で、この場で補正予算を審査することが、今、喫緊の課題であるコロナ禍において、「議員さん、よくやってくれたよね」ということになるんじゃないか。その中に、この問題を一緒にして賛成するということは恐らく多くの方は「何やってんの」ということになるので、あくまでも補正でありましたので、市長がさっき言われた「もう一度振り返って反省しろ」ということは、一部こちらに置いて、今回はとにかくコロナに関するものを真剣に審査して、それを可決し、執行権者である市長に予算の執行をしていただくというのが基本であります。

したがって、この27万8千円、確かに顧問弁護士にお支払いしなくてはいけない、これはよく分かりますが、その支払いの時期、恐らくこの本会議が済めばそこから幾日以内に議長は、提案者に対してやる、そうすると提案者は執行をかけるというのがルールでありますので、そのようにされると思うんですが、別にしておいて、最終日、26日なんですが、それ以降に、それだけを市長から提案された提案権を持っていますので、補正第5号にして27万8千円についてはこのようにしていただきたいということを出していただきたいというのが、実は修正の基でありますのでお願

いします。分かりますよね。

○村田康助委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 これ以上は聞くつもりはなかったんですが、再議についての、自身はこのやり方を確認したかったわけで、今、似たような答弁をいただいたんですが、この弁護士に出してる委託料というのも、当然払うべきものだという認識は、今のお答えで当然お持ちで、市が払うのか、例えば対象と言われる方々が払うのかというのを改めて決めましょうと言っているのか、自身としたらこれ市で、先ほど言ったように、債務負担行為の調書に上がって、そちらに基づいてやられているから、そこら辺だけはっきり、もし払う気がないとされると、それもさすがに行政側も困ってしまうということを言いたいということだけで、そこら辺だけ明確にしていただかないと、委託関係がありますのでその点お願いします。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 長田委員がおっしゃられることのとおりであります。あくまでも、先ほど来、佐藤さん、阿部さんもおっしゃられているように、あくまでも委任契約であります。これは、何遍も言いますが、「このことをやってね」「分かりました。受けます。じゃあお金幾らかかるよね」「そうなのね、それも精算払いで払いましょう。だけど最初からば一でいけないので着手金も必要ならお支払いしましょう」「じゃあ着手金これだけ頂戴よ」という契約に基づいて支払いをするので、この27万8千円、それから既に支払ってある着手金10万8千円、これをどうのこうの言うわけじゃない。ないけど、それを払うについて、今ここで総体でやってしまうとあやふやになってしまって、「補正予算で通ったんだからおれらはもういいよ」となっても困る、そのことは十分分かりますよね、皆さんね。

だから、あくまでも切り離して、提案者には悪いけれども、少し時間をかけて、前に市

長がおっしゃられたように、「議会の責任でやってこい」と実は言ってみえるんですよ。その責務を果たしてないから、こういうことになる。それを果たすためにも、27万8千円切り離して残りの分だけで採決をして、そして27万8千円は後日改めて審議、審査をする。その中で、先ほど言った「じゃあ、寄附行為になってもいいから払えばいいじゃないか」という話になれば、それもやぶさかでない、極端な話ですよ。これは本当は言っただけです。

そういうことでありますので、あくまでも今回の修正提案というのは、27万8千円を切り離して、今、言われているコロナの問題、これを早急に対応できる予算の執行に向けて審査をすべきだという意味でありますので、長田委員言われるように、払っては駄目だと言っていないですよ。払うべきなんです。そのべきの手法について、もう少しみんなで話し合おうよということなんです。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 修正動議の趣旨についてなんですが、そもそも訴訟に要した費用は市が払うべきものではなくて予算として認められないということではなくて、6名の議員が先ほど言われました不遜を認めて、不遜を改めて説明などの議員としての責任をしっかりと果たせば、予算執行を認めていくというような考えがこの中にあるのかどうか、お聞かせください。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、小野田委員がおっしゃられました。結果、不遜の部分なんですよ。その部分を「申し訳なかった」と一言でいいんですよ。それをもう何年来、平成30年3月28、29日ですよ。もう何年たっているんですか。その間、「正当性を訴えていきます」、

それから「訴訟をするなら受けて立とう」、
そこまでおっしゃってみえる。

だけど、その6人の被告知人が云々と言
てないですよ。今回、あくまでもコロナの関
係を完全にしておいて、この訴訟費、これは
委任契約で払うべきものである、その払
う手法だけそれは別としてこの27万8千円
が発生に至った結果、経緯、そしてそれに基
づく説明、これをしっかりさえずればいいで
す。

ということは、かなりの6人の諸君は英断
が必要だと。そこには、実はここに6月19日
付の市民の方からの要請書が出ております。
4月23日に抗議文が出てました。そして、回
答を2週間以内ください。2週間というこ
とは5月7日、要するにゴールドデンウイーク
明けですが、そこまでにくださいということ
で出ました。一部は、議長に対する質問、一部
は該当議員に対する質問、それで議員6人は
7日に出しています。議長は12日に出してい
ます。

それで、こういう言い方をしてはいけな
いんですが、市民の方が出していただいた宛名、
A、B、C、D、E、Fとこういうふうに順
番になってますよね。ところが、回答したや
つはD、B、A、B、めちゃくちゃなんです
ね。ということは、本体の文書見てないとい
う理解をしている。それが、不遜だというん
ですよ。

そこらを含めているので、もう一度27万8
千円については、全員の中でよくよく話をし、
そして、去年の11月に議長も変わっておみえ
になります。ですので、そこをしっかりと
して、前の議長も、この代わった議長も、新城
市議会の議長すごいなという形をとっていき
たい。それで、寄附金がどうのこうって言っ
ていけませんので、あくまでもこの27万8千
円を放して、しっかりと話す。そして、しっか
りと説明をする。それが大切なので、この補
正を提案したということでありませぬ。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありますで
しょうか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

修正案に対する質疑を終了します。

これより第90号議案及びこれに対する修正
案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、第90号議案 令和
2年度新城市一般会計補正予算（第4号）に
つきまして修正案に反対、原案賛成の立場で
討論いたします。

本議案は、予算案の概要にある新型コロナ
ウイルス感染症に関する緊急対策のために取り
組むことが必要となった事業が主なものと
なっています。

先ほどありました修正案は、訴訟費用に係
る経費を外すものです。この訴訟は、市が被
告として市民から訴えられているもので、弁
護士と契約しているのは市であることから市
が払わざるを得ない経費だと考えています。
仮に市の代わりに議員が払うとしたら、それ
は寄附行為になるため制度上あり得ません。

この訴訟は、政務活動費の用途に疑いを持
たれた6人の議員が、「これ以上裁判を引き
延ばせば本来有意義な議員活動をするため
には賢明ではない」との判断から、結審する
前に宿泊費を返還したものです。

市民感情として、なぜ議員が起こした問題
に費やした訴訟費用を市民の税金で払わな
くしてはならないのかといった気持ちは重々分
かります。また、しっかりと説明責任を果た
すまで予算執行を留め置くことが議会の信
頼回復につながる理屈も一理あると考えま
す。

しかしながら、先ほど言いましたようにこ
れは市が訴えられた訴訟であり、支払いの義
務は市にあると考えます。まずはこれを行
い、それとは別に6名の議員には市民の税金
が使われたことに対しての道義的な責任をと
って

いただくために、これで裁判は終わったなどと考えず、不遜を改め議会や市民に説明責任を果たし、議員としての筋を通していただきたいと考えます。

以上の理由から、第90号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第4号）につきまして、修正案に反対、原案賛成といたします。

○村田康助委員長 ほかに討論はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、第90号議案を採決します。

まず、本案について山口洋一委員から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田康助委員長 起立少数であり、したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決します。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○村田康助委員長 起立多数です。

よって、第90号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後8時39分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 村 田 康 助